

産業労働常任委員会資料

令和5年5月25日

# 令和5年度産業労働部概要

(幹部職員・組織図・当初予算)

兵庫県産業労働部

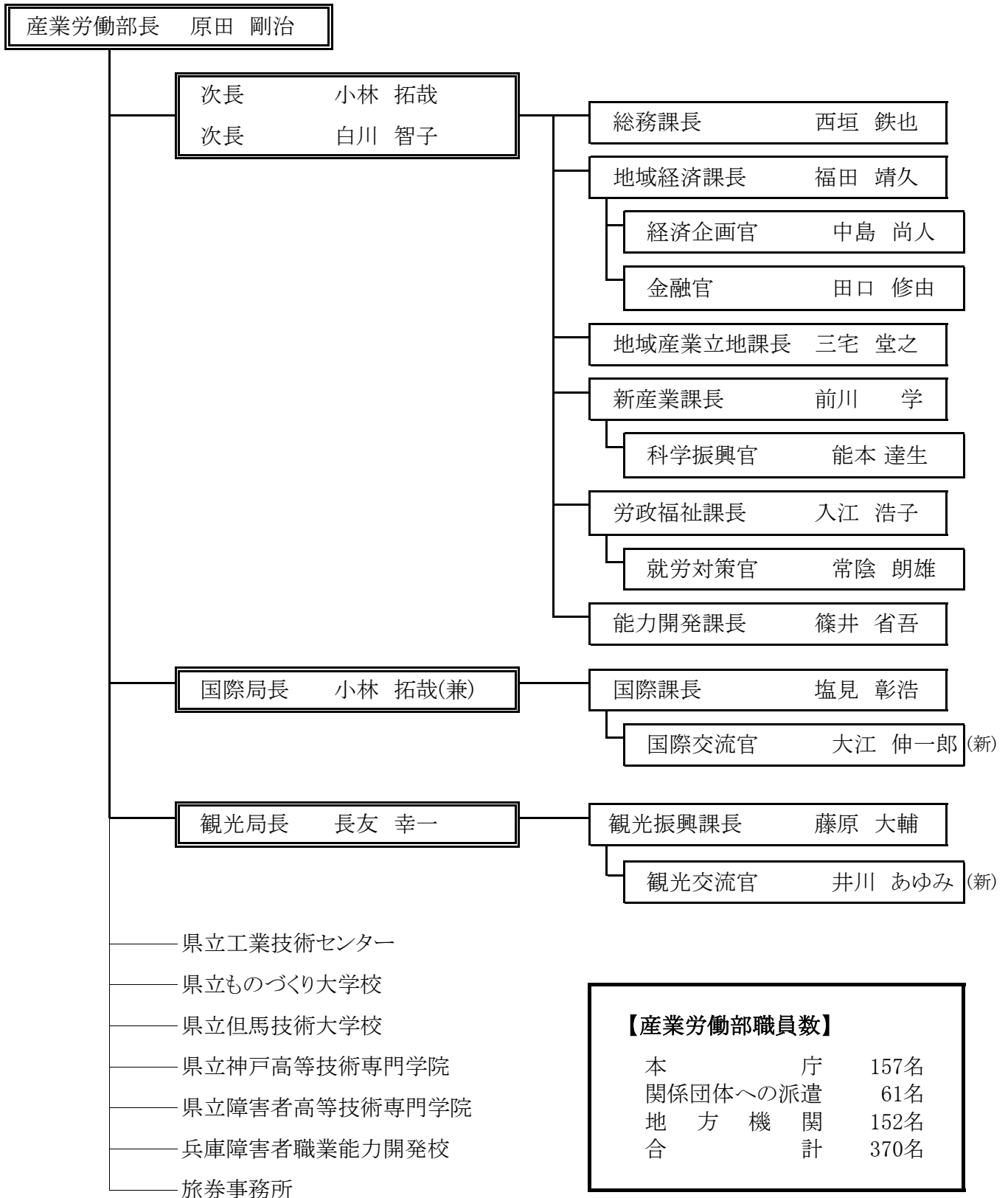
# 1 幹部職員

(産業労働部・労働委員会)

○・・・新任幹部職員

○ 産 業 労 働 部 長	原 田 剛 治
産 業 労 働 部 次 長 兼 国 際 局 長	小 林 拓 哉
○ 産 業 労 働 部 次 長	白 川 智 子
○ 産 業 労 働 部 観 光 局 長	長 友 幸 一
産 業 労 働 部 総 務 課 長	西 垣 鉄 也
○ 産 業 労 働 部 地 域 経 済 課 長	福 田 靖 久
産 業 労 働 部 地 域 経 済 課 経 済 企 画 官	中 島 尚 人
○ 産 業 労 働 部 地 域 経 済 課 金 融 官	田 口 修 由
○ 産 業 労 働 部 地 域 産 業 立 地 課 長	三 宅 堂 之
○ 産 業 労 働 部 新 産 業 課 長	前 川 学
産 業 労 働 部 新 産 業 課 科 学 振 興 官	能 本 達 生
産 業 労 働 部 労 政 福 祉 課 長	入 江 浩 子
○ 産 業 労 働 部 労 政 福 祉 課 就 労 对 策 官	常 陰 朗 雄
○ 産 業 労 働 部 能 力 開 発 課 長	篠 井 省 吾
○ 産 業 労 働 部 国 際 局 国 際 課 長	塩 見 彰 浩
○ 産 業 労 働 部 国 際 局 国 際 課 国 際 交 流 官	大 江 伸 一 郎
○ 産 業 労 働 部 観 光 局 観 光 振 興 課 長	藤 原 大 輔
○ 産 業 労 働 部 観 光 局 観 光 振 興 課 観 光 交 流 官	井 川 あ ゆ み
労 働 委 員 会 事 務 局 長	西 躰 和 美
労 働 委 員 会 事 務 局 総 務 調 整 課 長	近 藤 貴 彦
○ 労 働 委 員 会 事 務 局 審 査 課 長	山 田 晋

## 2 令和5年度 産業労働部組織図



(新)・・・令和5年度新設

### 3 当初予算

(一般会計)

(単位：千円)

課 名	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	財 源 内 訳				備 考
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
総務課	128,053	135,129	0	2,000	0	133,129	
地域経済課	637,609,944	620,090,704	3,820,134	612,739,739	0	3,530,831	
融資制度貸付金を除く	7,336,434	5,239,497	217,167	1,493,024	0	3,529,306	
地域産業立地課	2,700,452	2,763,073	261,336	209,120	12,300	2,280,317	
新産業課	2,085,954	1,936,505	525,224	773,788	0	637,493	
労政福祉課	2,652,895	1,202,540	103,194	761,585	0	337,761	
能力開発課	2,667,304	2,690,408	2,395,360	46,151	0	248,897	
国際局国際課	837,835	1,003,435	16,800	347,790	144,100	494,745	
観光局観光振興課	498,933	496,466	17,781	31,919	0	446,766	
小 計	649,181,370	630,318,260	7,139,829	614,912,092	156,400	8,109,939	
職 員 費	3,396,083	3,344,553	360,821	103,456	0	2,880,276	
合 計	652,577,453	633,662,813	7,500,650	615,015,548	156,400	10,990,215	
融資制度貸付金を除く	22,303,943	18,811,606	3,897,683	3,768,833	156,400	10,988,690	

## (勤労者総合福祉施設整備事業特別会計)

(単位：千円)

課 名	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	財 源 内 訳				備 考
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
労政福祉課	248,730	255,076	7,000	248,075	0	越 1	

## (小規模企業者等振興資金特別会計)

(単位：千円)

課 名	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	財 源 内 訳				備 考
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
地域経済課	2,616,360	5,382,640	0	3,842,910	730,000	越 809,730	
地域産業立地課	108,398	108,378	0	108,378	0	0	
新産業課	200,608	198,576	0	198,576	0	0	
合 計	2,925,366	5,689,594	0	4,149,864	730,000	越 809,730	

## (基金管理特別会計)

(単位：千円)

課 名	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	財 源 内 訳				備 考
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
新産業課	304,497	0	0	0	0	0	
国際局国際課	793,426	0	0	0	0	0	
合 計	1,097,923	0	0	0	0	0	

# 令和5年度兵庫県産業労働部施策

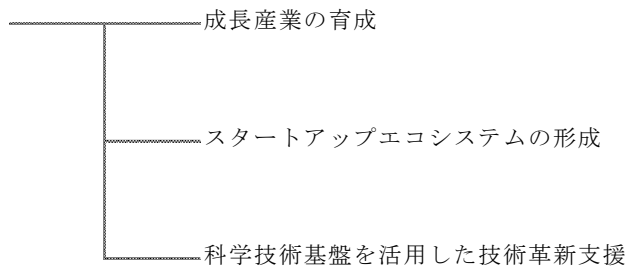
兵庫県産業労働部

## 目 次

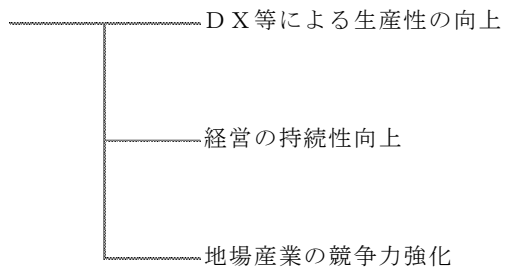
1	重要施策体系表	1
2	重要施策	2
3	主要事業	
	Ⅰ 兵庫を牽引する新たな産業の創出	
	1 成長産業の育成	10
	2 スタートアップエコシステムの形成	16
	3 科学技術基盤を活用した技術革新支援	23
	Ⅱ 中小企業の経営基盤の強化・持続的な発展	
	1 DX等による生産性の向上	25
	2 経営の持続性向上	26
	3 地場産業の競争力強化	39
	Ⅲ 地域経済を支える人材の育成・確保	
	1 人への投資の促進	43
	2 多様な人材の確保	45
	3 誰もが生き生きと働ける環境づくり	54
	Ⅳ 国際交流の推進	
	1 多文化共生社会の推進	58
	2 国際ネットワークの構築	59
	Ⅴ 観光による交流人口の拡大	
	1 HYOGOブランドを核とした兵庫観光の振興	61
	2 観光を通じて地域が好循環するエコシステムの構築	63
	3 誘客契機を捉えた戦略的プロモーションの展開	65

# 1 重要施策体系表

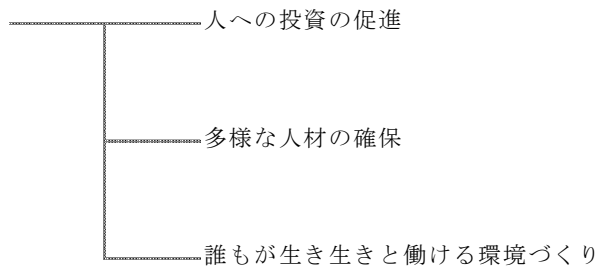
兵庫を牽引する新たな産業の創出



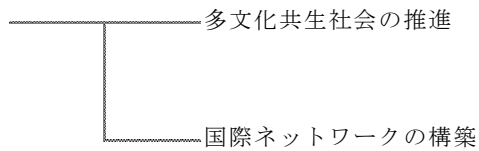
中小企業の経営基盤の強化・持続的な発展



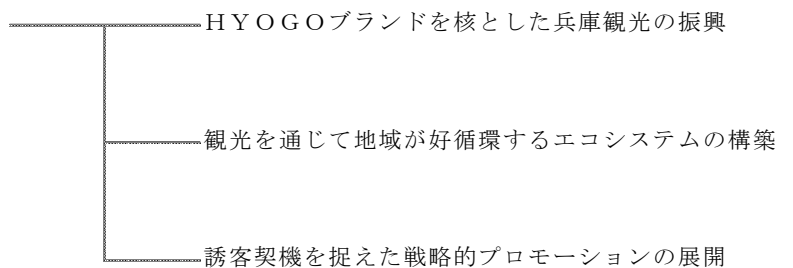
地域経済を支える人材の育成・確保



国際交流の推進



観光による交流人口の拡大





## 2 重要施策

### I 兵庫を牽引する新たな産業の創出

#### 1 成長産業の育成

##### (1) 成長産業の競争力強化

###### ア 成長産業育成コンソーシアムの推進

次世代産業として成長が期待される4分野について、県内企業、大学研究機関等で構成する分野別コンソーシアムにおいて、マッチングや助言等の取組をさらに充実し、プロジェクトの具体化を支援

(対象分野：ロボット・AI・IoT、航空・宇宙、環境・水素等新エネルギー、健康・医療)

###### イ 成長産業育成のための研究開発への支援

成長産業分野の事業拡大・新規参入を促進するため、産学官連携による本格的な研究開発への移行を目指す萌芽的な研究プロジェクトを支援

###### ウ 成長産業育成における新製品試作開発への支援

成長産業分野への参入を促進するため、「成長産業育成コンソーシアム」の枠組みを活用し、新製品の社会実装を目指す県内中小企業の試作開発を支援

###### エ 金属新素材研究センターを核とするメタルベルトコンソーシアムの活用

金属新素材製造・加工分野での産業の高付加価値化を促進

###### オ ドローン利活用の更なる強化

次世代産業の創出や県民の安心・安全な暮らしの実現のため、県内の社会的課題、行政課題の解決に資する、ドローンを活用した民間企業の実証実験を支援

###### カ 次世代モビリティの実装支援

2025 大阪・関西万博における空飛ぶクルマの社会実装を目指し、事業者が行う実証事業等を支援

##### (2) 戦略的な投資促進

###### ア 産業立地条例による産業立地の促進

産業の活性化と雇用の創出を図るため、令和5年4月1日付で施行された改正産業立地条例に基づき、成長産業の集積等に向けた立地支援を展開

###### イ 戦略的産業立地の促進

首都圏企業経営者向けのトップセールス（企業誘致セミナー）を開催

#### 2 スタートアップエコシステムの形成

起業プラザひょうごを核に、スタートアップの集積・育成を促進

##### (1) スタートアップ支援拠点機能の強化

###### ア SDGs チャレンジ・脱炭素イノベーション創出事業の推進

グローバルな SDGs 課題の解決や脱炭素分野でのイノベーション創出を目指すスタートアップ等の事業構築・海外展開を支援

## (2) オープンイノベーションの推進

既存企業・スタートアップ・大学・研究機関等、様々な主体が参加するオープンイノベーションを推進し、共創による課題解決を支援

## (3) 若者や女性などの起業支援

### ア 多様な起業家への支援

新たなビジネスの創出に意欲的に取り組む者による起業と成長を支援。また、「物価高克服・ポストコロナ枠」※を創設し、地域経済再生・活性化に資する起業を支援

※うち10件を、県内学生・外国人留学生起業支援枠として確保

### イ ポストコロナ・チャレンジ支援事業の推進

ポストコロナ社会において、革新的な発想や技術に基づき社会課題解決に取り組むスタートアップを始めとする中小企業等の起業または新ビジネス創出を支援

### ウ 「ひょうごスタートアップアカデミー」の展開

起業家精神の醸成のため、県内学生に対し、自ら課題を発見し解決策を考える実践型教育プログラムを実施

## (4) 外国人の起業支援

### ア グローバル拠点機能の形成

JETRO（日本貿易振興機構）と連携し、県内での起業を目指す外国人に対し、スタートアップビザや特区制度の活用を支援する窓口を開設

中小企業海外展開支援助成金事業において、越境ECやオンライン展示会への出展による販路開拓に取り組む企業等を支援するほか、既に海外展開中の県内中小企業がコロナ禍で生じた課題に対応するために要する経費を助成

## (5) スタートアップによる地域の課題解決支援

### ア ひょうごTECHイノベーションプロジェクトの推進

県内外のスタートアップ等が有する技術を活用し、県内にある社会課題・地域課題の解決を支援

### イ 地域しごとサポートセンター事業の実施

地域住民や地域団体等がビジネスの手法により地域課題の解決を図る取組を支援する拠点（地域しごとサポートセンター）を設置

## 3 科学技術基盤を活用した技術革新支援

### (1) 科学技術基盤の産業利用推進

#### ア 光科学・計算科学を用いた技術高度化支援

Spring-8の県ビームラインなど放射光の産業利用やFOCUSスパコンの利用提供を通じて企業の技術高度化等を支援

#### イ 放射光とデータサイエンスの融合利用の促進

企業の新材料開発等を促進するため、放射光利用におけるマテリアルズ・インフォマティクス※の活用を支援 ※MI：ITを駆使して新素材を設計する新しい開発手法

## ウ 次世代電池・半導体の技術開発の促進

SPRING-8、スーパーコンピュータ「富岳」等の科学技術基盤を活用し、次世代電池・半導体技術開発拠点推進協議会の開催や産業構造マップの作成を通して、電池・半導体分野での技術開発拠点の形成を促進

## II 中小企業の経営基盤の強化・持続的な発展

### 1 DX等による生産性の向上

#### (1) 中小企業のDX導入促進

##### ア スマートものづくりセンター等によるデジタル技術の実装支援

非対面・非接触化など製造現場の新たな動きに対応し、スマートものづくりセンターや新産業創造研究機構での相談機能を充実し、AI・IoT・ロボットの普及を支援

##### イ ものづくり企業におけるDX実践と関連人材育成の推進

事業者の業務プロセスやビジネスモデルの見直しに向けたDX実践や関係専門人材の育成を支援するとともに、専門家を派遣し、デジタルツールの導入等を支援

#### (2) 中小企業の人材育成支援

##### ア DX人材育成リカレント教育事業

兵庫工業会と連携し、関西学院大学や兵庫県立大学が開発した完全オンデマンド型のDX人材育成プログラムを活用した県内企業のDX人材の育成を支援

### 2 経営の持続性向上

#### (1) SDGsの推進

SDGsの達成に向けて取り組むSDGs推進宣言の登録企業を対象に、宣言企業の取組の深化を促すため、県が評価・認証する制度を創設

#### (2) 事業承継の推進

事業承継を躊躇する中小企業を後押しするため、事業承継時に発生する経費の補助等により円滑な事業承継を支援

#### (3) ひょうごポストコロナベンチャー事業承継支援事業の実施

本業の変革や新市場への参入などに意欲のある、既存企業の若手事業承継者を対象にアクセラレーションプログラムを実施し、試作品の開発・実証を支援

#### (4) 中小企業等における新事業展開の支援【令和4年12月補正】

原油価格・物価高騰に対応するため、省エネやコスト削減に資する設備を導入し、新事業へのチャレンジに取り組む県内中小企業者への支援を追加措置

#### (5) 中小企業融資制度等による支援

##### ア 融資枠の確保

長引くコロナ禍や物価高等の影響を受け、業況が悪化している事業者への資金繰り支援に取り組み、急な資金需要に迅速に対応できるセーフティネットとしての役割を継続するため、前年度に引き続き融資枠5,000億円を確保

## イ 金利の見直し

令和3年4月の前回改定時と比較し、長期プライムレートが上昇していることを踏まえ、貸出金利を一律0.2%引き上げ（ただし、コロナ対策資金を除く）

## ウ 中小企業における経営改善・成長力強化への支援【令和4年12月補正】

事業者の経営状況を熟知した金融機関が、地域の中小企業支援機関として事業者に対して実施する金融・非金融の総合的な伴走支援に補助を行い、県・金融機関が協調して事業者の経営改善を促進

## (6) 海外展開支援と外国・外資系企業誘致

### ア 外国企業向け一次進出プロモーションの強化

外国・外資系企業等への本県投資環境をPRするため、企業ニーズに対応した内容のパンフレットを作成

### イ 県内企業の海外展開への支援

ひょうご海外ビジネスセンター、ひょうご国際ビジネスサポートデスク、海外事務所等のネットワークを活用し、県内企業への相談・助言体制を構築

## (7) 商店街の集客力強化

### ア 商店街ファンづくり事業

商店街に継続的な賑わいをもたらす、イベント等による集客を支援

### イ 商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業

商店街活動に積極的に参加する若者や女性の空き店舗への新規出店を支援

### ウ がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業【令和4年12月補正】

消費の落ち込みを回復するため、商店街等が取り組む期間限定のプレミアム付商品券(地域デジタル通貨・電子マネー含む)の発行等を支援

## (8) 商工会・商工会議所による経営支援

商工会・商工会議所が実施する農商工連携や地域資源を活用した新事業展開の取組に加え、ポストコロナ社会における地域経済の早期再起を促す取組を支援

## 3 地場産業の競争力強化

### (1) 地場産業のブランド価値向上と販路拡大

#### ア じばさん兵庫 SDGs 推進事業の実施

SDGsの観点から地場産業のブランド価値を高め、地場産品の魅力向上を図るため、産地組合及び産地企業によるSDGsの達成に向けた取組を支援

#### イ 地場産業のブランド力強化の促進

地場産業のブランド力向上の取組やイベントの実施、情報発信を支援

#### ウ ひょうごのじばさん魅力発信キャンペーン

地場産業全体の活性化を図る産地横断型キャンペーンを実施

### Ⅲ 地域経済を支える人材の育成・確保

#### 1 人への投資の推進

##### (1) 中小企業の人材育成支援

###### ア DX人材育成リカレント教育事業【再掲】

###### イ ものづくり体験事業の実施

ものづくりの魅力や奥深さを伝え、ものづくりへの関心を高めるとともに技能者の後継育成に繋げるため、ものづくり体験の機会と場を拡充して提供

###### ウ 職業能力の開発

離転職者、新規学卒者、企業在職者、障害者等の個々のニーズにマッチした職業訓練を実施するとともに、産業構造の変化や地域ニーズ等を踏まえ、県が運営する公共職業能力開発施設の訓練等を見直し

#### 2 多様な人材の確保

##### (1) チャレンジHYOGO 就職大作戦の推進

###### ア 若者や女性の県内就職の促進

###### (ア) 高校生・大学生に対する県内企業PR

県内に在学する高校生及び大学生を対象に、県内企業の魅力や社員のメッセージとともに紹介するガイドブックや SNS を活用した企業情報の発信を行い、県内就職を促進

###### (イ) 大学生低学年と県内企業とのプレマッチング

大学と連携した低学年向けの企業見学会や経営層との座談会、キャリアプラン形成支援により大学生の県内企業への就職を促進

###### (ウ) 理工系人材獲得の促進

県内外の理工系大学及び製造業を営む県内中小企業とのマッチング機会を創出し、理工系人材の獲得を支援

###### (エ) 大学生の県内就職支援

大学生インターンシップや合同企業説明会を開催し、県内企業への就職を促進

###### イ 中小企業の採用力強化

###### (ア) 県内企業人材確保支援事業（奨学金返済支援制度）の推進

県内中小企業等との連携により、若手従業員を対象とした新たな奨学金返済支援制度を創設し、就職後5年間は県と企業で全額負担することで人材確保を推進

###### (イ) 中小企業の採用力強化の支援

SNS による就職活動など多様化する採用方法への対応や、就活市場における PR 力向上を図るために、県内中小企業を対象としたセミナーや個別相談等を開催

###### ウ UJI ターンの促進

###### (ア) おためし企業体験 in HYOGO の展開

首都圏在住求職者、就職氷河期世代等の不安定就職者や未就職者に対し、就職体験

を通して、求職者の適性にあった県内企業への就職を支援

**(イ) 求人情報を提供するマッチングサイトの運営**

県内企業の求人情報を掲載するマッチングサイトを運営し、移住支援金の支給対象となる求人情報やそれ以外の県内求人情報、県内企業の魅力などを掲載し、首都圏からの県内就職希望者等と県内企業をマッチング

**(ウ) カムバックひょうご就職支援センターの設置**

首都圏における移住情報発信とU J I ターン促進の拠点であるカムバックひょうご東京センターにカムバックひょうご就職支援センターを併設し、民間の柔軟な発想と企画力を生かした広報力強化と首都圏ニーズに合ったイベント等を実施

**(2) ひょうご・しごと情報広場における就職支援**

就職希望者に対し、世代に応じた就職相談・就業マッチング等、きめ細やかな支援を通じて、就職までの一貫したワンストップサービスを提供

**ア 若者しごと倶楽部の運営**

学生やフリーターなど概ね 39 歳までの若年者を対象とした就職支援を実施

**イ ミドル世代就労相談窓口の設置**

専門的な相談を受ける就労相談窓口を設置し、就職氷河期世代を含む年齢層であるミドル世代（40～64 歳）を対象とした正規雇用化を促進

**ウ シニア世代の就労支援**

就労意欲のあるシニア世代（65 歳以上）がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう、就労希望者のマッチングを支援

**エ 「ひょうご応援企業」就職支援**

兵庫での就職を希望する若者を積極的に採用する企業を「ひょうご応援企業」として登録し、企業の魅力をアピールするとともに、若者と企業とのマッチングの機会を設け、地元兵庫での就職を促進

**(3) ダイバーシティ&インクルージョンの推進**

**ア 外国人労働者の受入拡大**

**(ア) 外国人留学生を対象とした人材確保策の展開**

留学後も日本に在留し就業を希望する外国人留学生を対象に合同企業説明会を開催し、県内での就職を促進

**(イ) 外国人留学生採用ワンストップ相談窓口の設置**

外国人留学生の採用を検討する企業や留学生本人からの相談に対応するため、ワンストップ相談窓口を新たに設置

**イ ジョブコーチによる障害者の職場定着支援**

障害者の職場定着を促進するため、県独自のジョブコーチが障害者の職場を訪問し、個々の障害特性を踏まえた専門的な伴走型支援を実施

## ウ 刑務所出所者等の雇用促進

刑務所出所者等を雇い入れた雇用主に対する雇い入れ直後の給与や研修に要する経費の一部の補助を通じ、雇用主の負担軽減及び刑務所出所者等の雇い入れを促進

## 3 誰もが生き生き働ける環境づくり

### (1) 新しい働き方の推進とワーク・ライフ・バランス（WLB）の実現

#### ア WLBの取組支援

WLB推進に取り組む企業の宣言・認定・表彰制度により、WLB推進企業を拡大するとともに、SDGs認証制度との連携を強化し、多様で柔軟な働き方を推進

#### イ 仕事と生活の調和推進環境整備支援事業

中小企業における女性・高齢者の職域拡大やコミュニケーションの活性化のための職場環境整備を支援

#### ウ テレワーク導入支援

企業等におけるテレワークの導入から定着までを総合的にサポートするため、ICTアドバイザーによるテレワーク導入時の技術的助言や導入経費の一部を支援

#### エ 地域しごとサポートセンター事業の実施【再掲】

#### オ 労働者協同組合による協同労働の推進

労働者が出資し経営に参画できる労働者協同組合法に基づき、多様な就労機会の創出に向け、制度の広報、相談窓口の運営、フォーラムの開催等により協同労働を推進

## IV 国際交流の推進

### 1 多文化共生社会の推進

#### (1) ひょうご多文化共生総合相談センターの運営

22言語での相談対応、NGOと連携した週末相談を行い、今後増加が見込まれる外国人県民への生活相談、情報提供を実施

#### (2) 外国人県民安全・安心基盤整備

災害時・緊急時等に情報を翻訳し、外国人相談窓口で提供。また、地域において市町・市町国際交流協会、外国人コミュニティ、支援団体、雇用企業等と連携して、情報伝達の体制を構築するとともに、外国人県民への防災意識啓発を実施

### 2 国際ネットワークの構築

#### (1) 友好・姉妹州省等との交流推進

ワシントン州姉妹提携60周年記念事業など友好提携周年記念事業を実施し、交流を推進

#### (2) 国際交流推進基盤の整備・活用

在日外国公館・民間国際交流団体・市町等との連携、海外とのネットワーク化を推進するとともに、国際交流の拠点となる施設の運営等を実施

### 3 ウクライナ避難民への支援

本県に一時避難した方々が安心・安全に過ごすことができるよう、生活準備及び日常生活、コミュニティの形成を支援

## V 観光による交流人口の拡大

### 1 HYOGOブランドを核とした兵庫観光の振興

#### (1) 兵庫テロワール旅の推進

令和2年度より造成してきた体験型コンテンツ等について、兵庫テロワール旅のコンセプトに沿った磨き上げ、国内外に通用するコンテンツ化等を支援

#### (2) 旅行者の個性・価値観に対応した”尖った”観光

個性・価値観に対応した自分らしい旅を実現できる”尖った”観光を推進するため、サイクルツーリズム、アドベンチャーツーリズム、アニメツーリズムなど各地域の魅力を活かしたテーマ性のあるツーリズムを展開

#### (3) 観光・特産品の首都圏プロモーションの展開

首都圏における県特産品の購入を契機とした誘客を促進

### 2 観光を通じて地域が好循環するエコシステムの構築

#### (1) ユニバーサルツーリズムの推進

高齢者・障害者等が「行きたいところ」に旅行できる環境を整備するため、宿泊施設をはじめとする観光関連事業者の取組を促進するとともに、旅行者が容易に情報収集できるよう取組の「見える化」等を推進

#### (2) サステナブルツーリズムの推進

脱炭素・脱プラスチック・脱ペーパーなど環境配慮型観光を推進

### 3 誘客契機を捉えた戦略的プロモーションの展開

#### (1) 兵庫デスティネーションキャンペーン（DC）の展開

兵庫テロワール旅をテーマとした全国プロモーションを展開し、誘客を促進するとともに、兵庫DCを契機とした認知向上・ブランド化を推進

#### (2) インバウンドプロモーションの展開

高付加価値旅行者が求める地域のストーリーを感じられるコンテンツを活用したモデルツアーの造成、ガイドの育成などとともに、プロモーション活動等を展開

#### (3) 広域観光の展開

関西・瀬戸内との結節点である立地を活かし、関西・せとうちの広域連携DMO等との連携により、万博を見据えたオプションツアー向けコンテンツ造成や広域周遊ルートの開発など、広域観光を展開



### 3 主要事業

〔(注)【新】新規施策 【拡】拡充施策〕

#### I 兵庫を牽引する新たな産業の創出

##### 1 成長産業の育成

###### (1) 成長産業の競争力強化

###### ア 成長産業育成コンソーシアム推進事業 (16,929 千円) (新産業課)

次世代成長産業として期待される4分野について、県内企業、大学・研究機関等で構成する分野別コンソーシアムにおいて、マッチングや助言等の取組を展開し、プロジェクトの具体化を支援(対象分野:ロボット・AI・IoT、航空・宇宙、環境・水素等新エネルギー、健康・医療)

###### (ア) プロジェクト企画会議の開催

国等の研究開発プロジェクトの募集内容をふまえたマッチングの検討や、コンソーシアム発のプロジェクトの進捗管理、指導、助言を実施

###### (イ) ネットワーキング交流会の開催

コンソーシアムに参画する企業、大学・研究機関等が一堂に会し、企業ニーズや技術シーズ等を情報交換

###### (ウ) 企業コンサルティングの実施

###### (エ) 「成長産業育成のための研究開発への支援」事業を活用した成長産業育成コンソーシアム発研究への支援

###### イ 成長産業育成のための研究開発への支援 (71,467 千円) (地域産業立地課)

成長産業分野の事業拡大・新規参入を促進するため、産学官連携による本格的な研究開発への移行を目指す萌芽的な研究プロジェクトを支援

###### 【制度概要】

区分	可能性調査・研究	応用ステージ研究	成長産業育成 コンソーシアム発研究
対象者	産学官で構成される共同研究チーム		同左
対象分野	水素等エネルギー(蓄電池含む)・環境、航空産業・ドローン・空飛ぶクルマ、ロボット・AI・IoT、健康・医療、半導体、オンリーワン技術		ロボット・AI・IoT、航空・宇宙、環境・エネルギー(水素含む)、健康・医療等
補助内容	研究会開催、文献調査、予備的実験等	本格的実験、コンピュータシミュレーション、DNA解析等	本格的実験、コンピュータシミュレーション、DNA解析等
対象経費	研究(調査、試験分析・試作を含む)に必要な経費		
補助金額	10～100万円	100～1,000万円	10～1,000万円

## ウ 成長産業における試作開発への支援 (30,000 千円) (新産業課)

成長産業分野への県内中小企業の参入を促進し、成長産業の集積と雇用創出を促進するため、新製品の社会実装を目指す県内中小企業を支援

- (ア) 内 容 県内中小企業による新製品の試作開発を支援
- (イ) 対象分野 航空・宇宙、環境、水素等新エネルギー（蓄電池含む）、健康・医療  
※分野共通の製品（半導体等）も対象
- (ウ) 補助金額 上限 300 万円
- (エ) 補 助 率 1/2
- (オ) 補助件数 10 件
- (カ) 実施手法 NIRO(新産業創造研究機構)に補助

## エ ひょうごメタルベルトを中核とした金属新素材開発普及事業(34,030 千円) (地域産業立地課)

工業技術センターのサテライトとして設置した「金属新素材研究センター」を核として、高付加価値化を実現する金属新素材の製造や3D造形技術の開発を通じた技術移転を推進

- (ア) 設置場所 兵庫県立大学姫路工学キャンパス内
- (イ) 推進体制 a 研究は県立大学と連携して実施  
b ひょうごメタルベルトコンソーシアムによる推進  
(兵庫県立大学を中核に、企業等による産学官連携体制を構築)

## オ 航空産業非破壊検査トレーニングセンターの運営 (11,364 千円) (地域産業立地課)

航空機関連産業の競争力強化に向け、航空機部品製造所に配置が必要な県内航空機関連産業の競争力強化、受注拡大等を促進するため、航空機部品等の製造に必要な非破壊検査員を養成するトレーニングセンターを運営

- (ア) 設置場所 県立工業技術センター
- (イ) 講座内容 浸透探傷検査 (PT)・磁粉探傷検査 (MT)・超音波探傷検査 (UT)の座学・実習訓練による検査員の養成
- (ウ) 再講習の実施 国際基準に基づく資格試験の不合格者等が、再試験受講前に必要な再講習を実施

## カ ドローン利活用の更なる強化 (新産業課)

### (ア) 利活用検証の実施 (56,707 千円)

兵庫県内でドローン等を活用した新しいビジネスモデルの確立を目指すために、民間企業等による社会課題の解決に資する実証実験を支援し、その成果を普及させることで、①次世代産業の創出や②県民の安心・安全な暮らしを実現

- a 官民連携での利活用検証  
レベル4飛行実現及び社会実装を見据えたドローンの利活用検証を実施
- b 有識者会議の開催  
有識者からの意見を聴取し、費用対効果、制度面での実用可能性等を検討
- c 普及啓発活動  
実証実験で得られた成果をHP等で全国に発信し、国や他自治体との意見交換を実施

(イ) ドローン活用人材育成事業 (15,000 千円)

ドローンの導入により業務の効率化、生産性の向上をめざす県内事業者に対して、県内のドローンスクール協力の下、ドローンの操縦技術の習得に向けた座学講習と実フィールドでの実習をあわせた研修を実施

a 対象企業 ドローンの活用を進める県内中小企業 30 社程度

b 実施手法 県内ドローンスクールに委託

キ【新】空飛ぶクルマの社会実装に向けた取組(49,125 千円)

(7) 空飛ぶクルマ実装促進事業 (39,393 千円) (新産業課)

事業者による事業開発を促進するため、県内フィールドを活用した実証事業等を支援

【事業概要】

区分	兵庫県・大阪府枠	兵庫県枠
対象者	兵庫県・大阪府域で実証実験を行う事業者	兵庫県域で実証事業を行う事業者
対象事業	・実証実験 (実証飛行、シミュレーション等の事前準備、事後の検証、情報発信等) ・実証実験のための環境整備 (飛行ルート、離着陸場、運航管理体制等の検討・調整)	
対象経費	機器レンタル・リース料、運搬費、会場使用料、設置工事費、安全対策費、調査・分析費 等 ※人件費、不動産購入費等は対象外	
補助上限額	10,000 千円 (別途、大阪府 10,000 千円 →計 20,000 千円)	10,000 千円 (大阪府単独実施と同額)
補助率	1/2 (兵庫県 1/4、大阪府 1/4)	1/2

※兵庫県枠認定事業者のうち、神戸市域で事業を実施する事業者に対しては、神戸市からも補助を実施

(イ) 次世代モビリティひょうご会議 (仮称) の設置 (732 千円) (企画部)

県内における空飛ぶクルマの多様な利用シーンや兵庫の魅力向上への活用策を明確化する協議の場を設置

(ウ) 実現に向けた離着陸場候補地の検討 (9,000 千円) (土木部)

空飛ぶクルマの県内運行を実現するため、離着陸場候補地を抽出・選定

ク 国際フロンティア産業メッセ 2023 の開催 (8,000 千円) (地域産業立地課)

国内外の企業、研究機関等の先進的な技術・ビジネスに関する展示を通じて、新たな技術開発の提携や販路開拓を支援する国際フロンティア産業メッセ 2023 を開催

(ア) 開催時期 令和5年9月7日、8日

(イ) 開催場所 神戸国際展示場

(2) 戦略的な投資促進

ア 産業立地条例による産業立地の促進

「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」(以下「産業立地条例」という。)に基づき、本県産業の活性化と雇用の創出を図るため、県内全域での幅広い

産業立地を促進するための立地支援施策を実施

(7) 立地促進事業の確認等 (1,282 千円) (地域産業立地課・国際課共管)

産業立地条例に基づく立地促進事業の確認、PR等条例施行に係る総合調整を実施

(4) 産業立地条例に基づく支援策 (産業立地促進補助金：1,529,676 千円)

(地域産業立地課)

a 支援制度の概要

成長産業の更なる集積や、大阪・関西万博開催等により国内外から注目を集めるベイエリアへの立地促進に向け、支援内容を再編

改正前			改正後			
地域	通常	本社 研究施設	地域	通常	本社 研究施設	重点支援 業種(※)
促進地域	5% 1/2	7% 1/2	多自然地域	5% 1/2	5% 1/2	7%(水素関連10%) 1/2
一般地域	3% 1/3	5% 1/2	べイエリア地域			
			一般地域	3% 1/3		

上段：設備補助率(見直し後は製造業及び本社・研究施設に限る)

下段：法人事業税軽減 [5年間]

※重点支援業種：新エネルギー(水素関連等)、航空産業、ロボット産業等

b 支援要件

中小企業が投資しやすい環境づくりに向け、企業規模に応じた支援要件を設定(参考)設備補助に係る投資額の要件(工場立地の場合)

区分	改正前		改正後
	一般地域	促進地域	全県(※)
大企業	20 億円	1 億円	20 億円
中小企業	10 億円	1 億円	1 億円

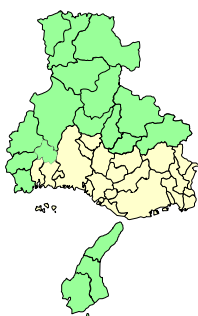
※中小企業については、どの地域でも最低1億円の投資から対象

○ 地域区分

[改正前]

○ 促進地域

但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市、たつの市(旧新宮町の区域)、宍粟市、上郡町、佐用町



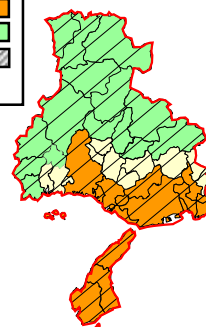
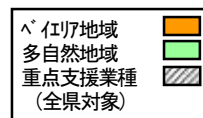
[改正後]

1 べイエリア地域

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、三木市、姫路市、洲本市、南あわじ市、淡路市

2 多自然地域

(左記促進地域から淡路地域を除いた市町)



(参考) 詳細な支援内容・要件

区 分		・県が定める重点支援業種		・本社、研究施設 ・サブライゼン対策事業 ・ベイエリア、多自然地域内への立地		・左記に該当しないもの (県内全域・全業種)	
		大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業
設 備 補 助 (製造業、ベイ エリア内の高 級ホテルのみ)	内容	投資額の7,10% (上限 100 億)	同左	5% (上限 100 億)	同左	3% (上限 100 億)	同左
	要件	投資額 20 億	1 億	20 億	1 億	20 億	1 億
雇 用 補 助	内容	60 万/人	60 万 (非正規 30 万)	60 万	60 万 (非正規 30 万)	30 万	30 万
	要件	新規雇用 10 人	5 人	10 人	5 人	10 人	5 人
賃 料 補 助 ※1	内容	賃料の 1/2 (3 年)	同左	同左	同左	同左	同左
	要件	10 人	5 人 ※2	10 人	5 人	10 人	5 人
不 動 産 取 得 税 軽 減	内容	1/2	同左	同左	同左	1/3	同左
	要件	10 人	5 人	10 人	5 人	10 人	5 人
法 人 事 業 税 軽 減	内容	1/2 (5 年)	同左	同左	同左	1/3 (5 年)	同左
	要件	・新規雇用 10 人 ・投資額 2 億	・ 5 人 ・ 5 千万	・ 10 人 ・ 2 億	・ 5 人 ・ 5 千万	・ 10 人 ・ 2 億	・ 5 人 ・ 5 千万

※1 外国・外資系企業については、人数要件無し。

※2 重点支援業種については、県が指定する特定施設に入居する中小企業に限り人数要件を免除する。

**イ【新】戦略的産業立地の促進 (3,000 千円) (地域産業立地課)**

テレワークの普及やBCP(事業継続計画)対策の必要性向上に加え、大阪・関西万博の開催を見据えて関西が投資先として注目を集めていることなどを踏まえ、首都圏企業の県内誘致に向けたセミナーを東京で開催

- (ア) 日 程：令和5年11月
- (イ) 会 場：東京プリンスホテル (東京都港区)
- (ウ) 参加者：企業経営者 150 人程度
- (エ) 内 容：基調講演等

**ウ ひょうご・神戸投資サポートセンターの運営 (62,499 千円) (地域産業立地課・国際課共管)**

企業立地支援体制の整備と企業立地活動の強化を図るため、企業立地を支援する総合窓口として「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を(公財)ひょうご産業活性化センターに設置

- (ア) 設置場所 ひょうご・神戸国際ビジネススクエア (神戸商工貿易センタービル)
- (イ) 業務内容
  - a 国内企業の海外展開支援や外国・外資系企業の誘致を行っているジェトロ神戸及び神戸市とも連携し、国内外からの企業誘致を効果的に実施
  - b 兵庫情報ハブウェイ及び兵庫情報スーパーハブウェイを活用した企業誘致の促進

## エ 県内企業の投資情報の収集強化（251 千円）（地域産業立地課）

各県民局・センターが管内企業の個別訪問等により、今後の設備投資の動向などの情報収集や県の支援策のPRを行い、県内企業の県内再投資を促進

## オ 立地環境の整備（6,608 千円）（地域産業立地課）

### (7) 企業立地対策の推進

地域特性や優れた産業基盤を活かし、県内各地域への企業立地を進めるための条件整備を推進

a 市町やひょうご・神戸投資サポートセンターなど関係機関と連携し、本県の優れた立地環境などを十分にアピールし、県内各地域への企業立地を促進

b 新たな産業団地開発について、検討段階から整備手法等について助言等を実施

### (イ) 農村地域への産業導入の促進

実施計画の策定等について関係市町に対する指導を実施

a 実施計画策定市町 18 市町（令和5年3月末時点）

b 産業導入地区 42 地区

### (ウ) 工場立地に関する調査・指導等

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場適地調査、工場設置届出の受理・指導、工場緑化の推進等を実施

#### a 工場適地調査

工場立地法に基づき、輸送条件、用水、労働力等の立地条件を踏まえ、計画的に工業を導入すべき場所を工場適地として国（経済産業省）に登録し工場立地を促進

(a) 所在市町 12 市町（令和5年3月末時点）

(b) 適地数 17 地区

b 工業立地の適正化に関する条例に基づく工場設置届の受理・指導

(a) 対象 敷地面積1,000 m<sup>2</sup>以上の工場の新設または増設

### (エ) 地域未来投資促進法の基本計画の策定

国の基本方針に基づき、県と市町が共同で基本計画（5年間）を策定し、国の同意を得て、地域の特性を活かした地域経済を牽引する事業を支援

a 県全域を対象とした基本計画

令和元年度、「成長ものづくり分野」「ヘルスケア分野」「IT関連産業分野」については県主導で基本計画を策定

b 地域ごとの特性に応じた市町単位の基本計画

基本計画策定地域 27 地域（29 市町）（令和5年3月末時点）

### (オ) 移転工場跡地の有効利用促進

県内工場の移転に伴い生じる敷地の再利用に関し、「工場敷地の再利用に係る都市機能の調和等に関する要綱」を運用して移転事業者の適切な対応を指導

## カ 外国・外資系企業立地の促進（75,125 千円）（国際課）

### (7) 優遇措置による立地促進（6,598 千円）

産業立地条例により、外国・外資系企業等に対して優遇措置をとり、県内への立地を推進

県内に進出し、県指定の立地促進事業を実施する外国・外資系企業に対して、以下の支援を実施

a 外国・外資系企業向けオフィス賃料補助（市町と共同実施 ※）

(a) 補助額 賃借料の1/4、3年間

(b) 限度額 750円/㎡・月、100万円/年

（進出後3年以内に新規正規雇用10人以上の場合、1,500円/㎡・月、1,000万円/年）

※県は上記補助率・限度額以内で、進出先の市町と同額を補助

b 外国・外資系企業向け設立支援補助

(a) 補助額 対象経費の1/2

(b) 限度額 100万円（市場調査経費等）、20万円（法人登記経費等）

c その他産業立地促進補助

県指定の立地促進事業を実施する外国・外資系企業に対して、産業立地条例に基づく支援を実施

## 2 スタートアップエコシステムの形成

### (1) スタートアップ支援拠点機能の強化（新産業課）

#### ア【拡】「起業プラザひょうご（神戸・姫路・尼崎）」の設置・運営（480,914千円）

起業・創業の機運醸成、スタートアップの集積・育成を目的に、起業の場の提供と交流機能を備えた「起業プラザひょうご」を運営

起業プラザひょうごの機能拡充により、主に高度人材として県内の地域課題解決が期待される外国人留学生をはじめとした県内学生の起業支援や海外支援拠点との連携等を実施

#### (7) グローバル拠点機能の形成（5,000千円）

JETRO（日本貿易振興機構）と連携し、県内での起業を目指す外国人に対し、スタートアップビザや特区制度の活用を支援する窓口を開設

#### (4) 【拡】県内学生・外国人留学生の起業支援

県内学生や外国人留学生への起業支援パッケージを展開

在学中	卒業時	起業時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内大学と連携した起業人材の育成 (実施大学) 神戸大学、兵庫県立大学、甲南大学、武庫川女子大学等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (新) 留学生起業支援窓口の設置(場所: 起業プラザひょうご) 本県で起業しようとする留学生へのビザ相談、着地・総合支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (拡) 事業PR機会の創出 スタートアップチャレンジ甲子園、オープンイノベーション等による交流促進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (新) 合同企業説明会での起業プラザひょうごブースの設置 就活生に起業という選択肢を提供</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (新) 起業時のイニシャルコスト支援に県内学生・外国人留学生枠を創設 県内学生(5件程度)及び外国人留学生(5件程度)を対象に、社会課題の解決に資する事業の起業に要する経費を支援</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (拡) 県内学生起業家向けのさらなる優遇措置の導入               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 学生会員向け無料利用期間の設定(6カ月間)</li> <li>(イ) 学生起業相談窓口の設置(在学中の起業や事業計画の策定支援等)</li> <li>(ウ) 外国人起業家セミナーの開催等</li> </ul> </li> </ul>		

(ウ) 海外支援拠点との連携

コワーキングエリアを拡張し、内外の起業家が出会うコワーキングスペースの交流機能を拡充し、海外のスタートアップ支援拠点との相互交流等を実施

(エ) 県内コワーキングスペースのネットワーク構築

県内コワーキングスペースの起業家・支援者によるコミュニティを構築し、起業家同士の交流促進による協業・成長機会の創出や、県内外の起業家等の県内コワーキングスペースの利用を促進

【参考：施設概要・機能】

区分	場所	特色	主な設備・ソフト支援機能
神戸	神戸市中央区	SMBC (hoops link kobe)、神戸市と連携したスタートアップ支援	<b>【設備】</b> ○コワーキングスペース : 起業家同士の交流の促進 ○ワーキングデスク・スモールオフィス : 低廉な価格の専有オフィス ○ミーティングルーム <b>【ソフト支援機能】</b> ○専門家相談機能 (土業、金融機関等) ○起業家コミュニティの活性化 ○コーディネーターによる情報提供
姫路	姫路市本町	スモールビジネスや女性・若者向け創業支援策の充実	
尼崎	尼崎市昭和通	尼崎創業支援オフィス (ABiZ) との一体運用による伴走型支援	

a 起業プラザひょうご神戸

〔設置場所〕 神戸市中央区浪花町 56 三井住友銀行神戸本部ビル 2F

〔運営委託先〕 (特非) コミュニティリンク

〔会員費〕 ・基本会員：5,000 円 (学生半額)

・ワーキングデスク：5,000 円～ (全 7 席)

・スモールオフィス：3,000 円～×m<sup>2</sup> (全 18 室)

b 起業プラザひょうご姫路

〔設置場所〕 姫路市本町 127 番地 大手前ダイネン BLD. II 3F

〔運営委託先〕 (特非) 姫路コンベンションサポート

〔会員費〕 ・基本会員：5,000 円 (学生半額)

・スモールオフィス：8,000 円～ (全 9 室)

c 起業プラザひょうご尼崎

〔設置場所〕 尼崎市昭和通 2 丁目 6-68

〔運営委託先〕 (公財) 尼崎地域産業活性化機構

〔会員費〕 ・基本会員：4,000 円 ・スモールオフィス：11,000 円～ (全 9 室)

イ【新】SDGs チャレンジ・脱炭素イノベーション創出支援事業の実施(30,000 千円)

グローバルな SDGs 課題解決に挑むスタートアップの事業構築等を支援

(ア) 事業内容 SDGs 課題解決に資するセミナー・イベント開催

有力なビジネスプランのブラッシュアップ

海外実証及び展開に向けた支援 等

(イ) 対象事業 ①SDGs チャレンジ：グローバルな SDGs 課題の解決を目指す事業計画

②脱炭素：①のうち脱炭素に関連する事業計画

(ウ) 採択件数 20 件



(2) 【新】オープンイノベーションの推進 (10,800 千円) (新産業課)

オープンイノベーションを知り・考え・出会うイベントの定期開催を通じ、県内中小企業等によるコミュニティを形成するとともに、コミュニティ参加者による社会課題・地域課題解決に向けた共創プロジェクトを支援

ア 裾野拡大支援

オープンイノベーションの裾野を拡大するため、各企業が、セミナーやワークショップ等を通じ、共創に必要なスキルを磨きながら、スタートアップ等と交流できるイベントを定期開催し、金融機関をはじめとした支援機関も参画するコミュニティを形成

- (ア) 実施回数 12 回程度
- (イ) 開催場所 起業プラザひょうご等

イ 協業検討支援

共創コミュニティ参加者が、県内の社会課題・地域課題解決に向けたオープンイノベーションに取り組む際に必要な調査経費等を支援

- (ア) 対象経費 2者以上の事業者の共創による社会課題・地域課題解決に向けた協業検討に要する経費
- (イ) 補助率 1/2
- (ウ) 補助上限 30 万円/件
- (エ) 補助件数 15 件

(3) 起業家の育成・支援 (新産業課)

ア 多様な起業家への支援 (239,962 千円)

多様な人材が活躍しやすい環境を整備するため、新たなビジネス創出に意欲的に取り組む者による起業と成長を支援。また「物価高克服・ポストコロナ枠」を創設し、地域経済再生・活性化に資する起業を支援

(制度概要)

区分	一般枠	ふるさと枠	社会的事業枠	東京23区	就職氷河期世代枠	(新)物価高克服・ポストコロナ枠	再チャレンジ枠	
財源	超過課税	超過課税	国庫1/2	国庫1/2	国庫3/4	国庫10/10	国庫10/10	
対象事業	地域経済の活性化に資する事業							
			「社会性」「事業性」「必要性」の基準を満たす社会的事業			物価高克服やポストコロナを見据えた地域経済再生・活性化に資する事業		
対象者	有望なビジネスプランを有し、県内で起業する者							
		県外から県内に移住・起業する者		東京23区等から県内に移住・起業する者	就職氷河期世代		起業経験者であり、再起業を目指す者	
対象経費	起業経費	100万円以内						-
	空き家改修費	100万円以内						
	移転経費	-	100万円以内	-	100万円以内	-	-	
件数	60件	20件	25件	5件	20件	30件※	30件	

※うち10件を、県内学生起業支援枠として確保(日本人5件、留学生5件)

イ 再チャレンジ起業家の育成支援 (20,000 千円)

起業に関する困難な経験を活かして再チャレンジを目指す起業家を支援

- (ア) 対象者 過去に起業を経験し、または現在困難に直面し、再起業や新規事業立ち上げを目指している者

(イ)内 容 自らの定めたミッション、ビジネスモデル、事業計画までを一貫して  
練り上げていくアクセラレーションプログラムを実施

(ウ)実施場所 起業プラザひょうご等

#### ウ 「ひょうごスタートアップアカデミー」の展開 (39,110千円)

社会課題の解決に向け、起業も含め主体的に取り組む若者を育成するため、県内大学と連携した取組を拡充するとともに、県内各地の中高生を対象に、自ら課題を発見し、解決策を考える実践型教育プログラムを実施

##### (ア) 実践型教育プログラム「BizWorld」のモデル導入

県内の中学校・高校に、各学校の事情に応じてBizWorld※をモデル導入

※シリコンバレーで生まれた、課題解決型のアントレプレナーシップ教育プログラム。小中高生が起業家精神、ビジネス及び金融の基本を実践を通じて学ぶことができる。

##### (イ) 日本政策金融公庫主催「高校生ビジネスプラン・グランプリ」に応募する高校生等を対象とした短期プログラムの実施

a 開催時期 令和5年7月(予定)

b 開催場所 起業プラザひょうご

c 実施回数 1回

d 参加者数 30名程度

##### (ウ) 県内大学と連携した起業人材育成

大学生等を対象とした起業人材育成講座を実施

a 実施校 神戸大学、兵庫県立大学、甲南大学、武庫川女子大学

##### (イ) スタートアップチャレンジ甲子園の開催

大阪府と共催で、SDGsの実現をテーマとした両府県の中高生等によるビジネスプランコンテストを開催

a 開催時期 令和5年11月(予定)

b 開催場所 大阪市内(オンラインによる同時中継)

##### (ウ) 教職員向けアントレプレナーシップ教育研修の実施

県内でアントレプレナーシップ教育の裾野を拡大するため、教職員を対象としたアントレプレナーシップ教育研修を実施

#### エ ポストコロナ・チャレンジ支援事業の実施 (31,000千円)

ポストコロナ社会において革新的な発想や技術に基づき社会課題解決に取り組むスタートアップを始めとする中小企業等の起業又は新ビジネス創出を支援

(ア) 補助対象 中小企業の新ビジネス創出や社内ベンチャー

(イ) 補助金額 上限200万円(空き家活用の場合、別途100万円)

(ウ) 補助率 1/2

#### オ ひょうご神戸スタートアップファンドによる支援

飛躍的な成長が期待されるスタートアップ企業を資金面で支援するため、神戸市や県内支援機関、金融機関、民間企業等と連携し、ファンドによる投資を実施

(ア) 資金規模 約11億円((公財)ひょうご産業活性化センターが出資する2億円を支援)

- (イ) 運用期間 令和3年3月～令和13年3月（10年以内（最大3年間の延長あり））  
 (ウ) 投資対象 県内に本社または拠点を有する、または今後県内に拠点を整備する予定のあるシード期、または、アーリー期のスタートアップ企業 等

※シード期：事業成立期(起業前後)、アーリー期：事業が軌道に乗るまでの時期

#### カ コワーキングスペースの開設支援 (23,838千円)

地域における起業拠点を創出するとともに、テレワーク・副業等の多様な働き方に対応するため、コワーキングスペースの開設を支援

##### (ア) 補助上限額等

対象経費	補助期間	運営支援型	整備支援型
建物改修費	開設時	1,000千円	5,000千円
空き家改修の場合		+1,000千円	+1,000千円
事務機器取得費		500千円	500千円
賃借料	3年間	600～900千円/年 (地域により異なる)	—
通信回線使用料		600千円/年	—
人件費 (高度IT人材)		1,000千円/人・年 (IT事業を行う場合)	—
補助上限額(3年間)		9,000千円	5,500千円
空き家改修の場合		10,000千円	6,500千円
補助件数		3件	5件
対象地域	全県		全県
補助率	1/2 (県1/4、市町1/4) ※人件費は定額		1/2 (県1/4、市町1/4)

#### キ ひょうご農商工連携ファンド

(公財)ひょうご産業活性化センターが基金運用益等を活用し、県内の中小企業者と農林漁業者の連携による新商品・新サービスの開発や販路開拓等を支援

##### [ファンド概要]

運用期間	令和3年3月～令和13年3月（10年間）
資金規模	25.8億円 (内訳) 県 : 0.1億円 (公財)ひょうご産業活性化センター : 2.7億円 (独)中小企業基盤整備機構 : 20.0億円 県内金融機関 : 3.0億円
支援対象	中小企業者等と農林漁業者の連携体による新商品開発、販路開拓
運用期間	10年間
支援方法	補助金の交付
支援内容	補助上限4,000千円 (※補助率2/3 ※補助対象期間：2年以内)
助成件数	5件程度/年
事業規模	25,000千円 (事務費等含む)

## ク 起業・創業時の金融支援

(7) 新規開業貸付による支援（地域経済課）（P28 参照）

## ケ IT企業の進出支援（89,545 千円）

(7) 兵庫版シビックテック推進事業（社会課題解決型 IT 事業所開設支援）（39,503 千円）

イノベーションの創出や情報通信産業の振興、地域活性化を図るため、新たに IT 事業所を開設する事業者等に対し、事業所の立上げに必要なとなる経費を補助

【補助上限額等】

対象経費	補助期間	IT 事業所※開設支援
建物改修費	開設時	1,000 千円
空き家改修の場合		+1,000 千円
事務機器取得費	3年間	500 千円
賃借料		600~900 千円/年（地域により異なる）
通信回線使用料		600 千円/年
人件費(高度IT人材)		2,000 千円/人・年
補助上限額(3年間)		12,000 千円
空き家改修の場合		13,000 千円
補助件数		13 件
対象地域		全県
補助率		1/2（県 1/4、市町 1/4） （人件費は定額（県:市町=1:1））

※社会課題の解決を図るため、高度な IT 技術を活用し新たに事業展開を試みる企業等

(4) 兵庫版シビックテック推進事業（地域 IT 人材育成事業）（30,445 千円）

県内に事業所を有する IT 事業者等が、地域の多様な主体と連携し、IT を活用できる多様な人材を育成しつつ、社会課題・地域課題の解決を目指す実証事業を実施

- a 対象者 県内に事業所を有する IT 事業者等
- b 対象事業 社会課題・地域課題の解決に向けて実施する実証事業
- c 実施手法 委託（1 件あたり上限 2,000 千円）
- d 件数 10 件

(4) スタートアップによる地域の課題解決支援

ア 【拡】ひょうご TECH イノベーションプロジェクトの推進（20,000 千円）（新産業課）

県内自治体の抱える社会課題・地域課題の解決を図るため、県内外のスタートアップ等の技術を活用し、協働実証プロジェクトを実施

- (7) 事業スキーム ①課題の公募・選定→②事業者等の公募・選定→③実証実験→④実施結果公表・周知→⑤事業者等の成長支援
- (イ) 事業内容 課題募集、マッチング、伴走支援、事業者等の実証実験に対する補助
- (ウ) 補助金額 上限 500 千円
- (エ) 補助率 1/2

イ 【新】 地域しごとサポートセンター事業の実施 (38,239 千円) (労政福祉課)

地域住民や地域団体等がビジネス的手法により地域課題解決を図る取組を支援する拠点として「地域しごとサポートセンター」を設置

(ア) 実施内容

a 地域課題の開拓・解決支援

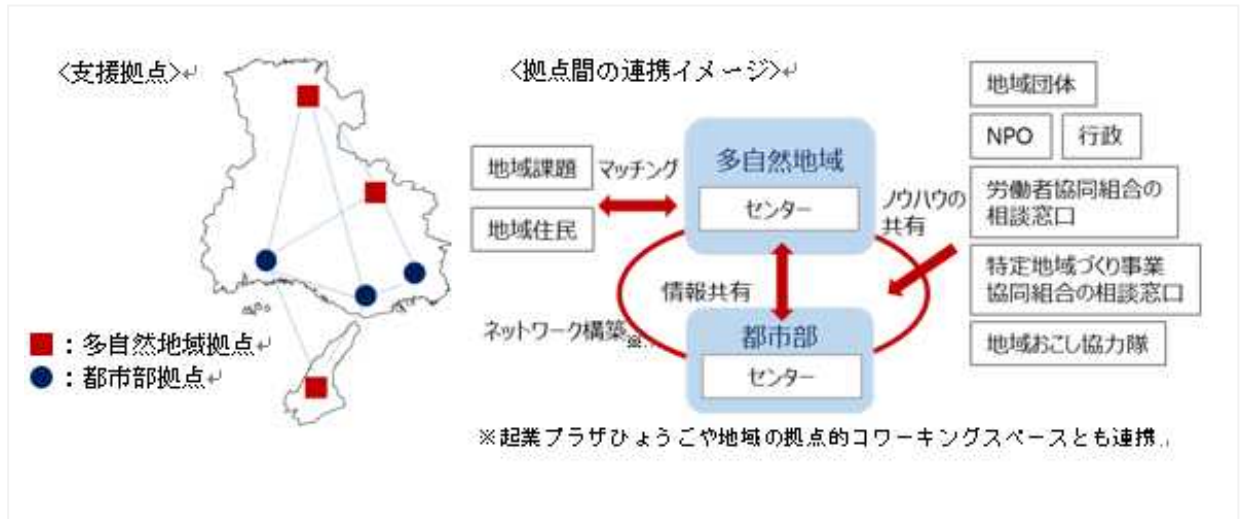
- (a) 地域課題及びその担い手の発掘・収集(相談受付、ヒアリング調査、マッチング支援等)
- (b) 地域しごとの起業支援
- (c) 普及・実践セミナー等の開催

b 地域しごとへの就業支援

- (a) 就業相談支援
- (b) 職業紹介(業務仕分・切出しによるショートワーク創出含む)
- (c) 就業セミナーの開催

c 拠点ネットワーク化(ネットワーク会議の開催等)

- (a) 支援拠点 6地域(神戸、阪神、播磨、但馬、丹波、淡路)
- (b) 実施手法 地域毎に選定したNPO法人等への補助



### 3 科学技術基盤を活用した技術革新支援

#### (1) 科学技術基盤の産業利用促進（新産業課）

##### ア 光科学・計算科学を用いた技術高度化支援（189,176千円）

##### (7) スーパーコンピュータの産業利用への支援（123,721千円）

スーパーコンピュータ「富岳」の立地メリットを活かし、高度計算科学研究支援センターを拠点として、(公財)計算科学振興財団が運営する「FOCUS スパコン」の提供による企業の技術高度化やシミュレーション技術の普及啓発等を神戸市と協調して支援

##### a 大学・企業の研究活動の支援

##### (a) 「FOCUS スパコン」の利用提供

国資金を活用して整備された産業利用向けの公的スーパーコンピュータ「FOCUS スパコン」を企業等の利用に提供

##### (b) 「HPCI アクセスポイント神戸」の運営

「富岳」を中核とするHPCI(※)の産業利用の拠点「HPCI アクセスポイント神戸」を設置し、HPCIの産業利用を促進

※HPCI (High Performance Computing Infrastructure)

・・・「富岳」を中核として国内の大学等のスパコンを繋いだ高速ネットワーク環境

##### b シミュレーション技術等の普及

##### (a) 技術高度化コンサルティングの実施

シミュレーション技術等の活用に関する企業ニーズを把握し、技術の高度化を支援するため、企業コンサルティングを実施

##### (b) 実践的な企業技術者の人材育成やセミナー等の開催

##### c スーパーコンピューティング研究教育拠点 (COE) の形成

県と神戸市が共同で、「富岳」を活用した研究への助成を実施。社会課題の解決に資する最先端研究を支援するとともに、理研と県立大学による人材育成活動等の推進により、「富岳」を中核とする計算科学分野の研究教育拠点 (COE) を形成

##### d 先端技術人材の集積促進

高度人材と技術系企業・研究機関等とのネットワーク強化や技術交流機会の創出によりイノベーションの核となる先端技術人材の県内集積を促進

##### (イ) SPring-8の産業利用の促進（65,455千円）

放射光の産業利用支援拠点である県放射光研究センターを通じて、県ビームラインを企業の研究開発用として利用提供するとともに、企業への放射光利用支援等を実施

##### a 県ビームラインの利用提供

2本の県ビームラインを企業の研究開発用に利用提供

##### b 企業への技術相談・助言

コーディネーターや研究員が放射光利用に関心を持つ企業の技術相談に応じるほか、企業のSPring-8利用に向けた助言を実施

c ひょうご SPring-8 賞による顕彰

SPring-8 を活用して社会経済発展に寄与する研究成果をあげた研究者等を顕彰

**イ 放射光とデータサイエンスの融合利用の促進 (60,768 千円)**

放射光の産業利用ニーズの変化に対応するため、マテリアルズ・インフォマティクス (MI<sup>※</sup>) 活用企業の裾野拡大や、放射光利用における MI 活用支援等を通じて、企業の新材料開発等を促進

※MI (Materials Informatics) IT を駆使して新素材を設計する新しい開発手法

(ア) 兵庫県マテリアルズ・インフォマティクス研究会による人材育成

MI に関心のある技術者等で構成する「兵庫県マテリアルズ・インフォマティクス研究会」を運営し、MI 活用企業の裾野拡大に向けた人材育成 (講演会、実習等) を実施

(イ) 県放射光研究センターによる MI の活用支援

県放射光研究センターの MI 推進機能 (MI 推進リーダーによる指導・助言、複合材料のデータ取得に優れたラボ装置など) や、MI 対応の機能を有する県ビームラインを活用して、県内中小企業等の MI 活用を支援

**ウ 【拡】次世代電池・半導体の技術開発の促進 (7,423 千円)**

SPring-8、スーパーコンピューター「富岳」等の科学技術基盤を活用し、電池・半導体分野での技術開発拠点の形成を促進

(ア) 次世代電池・半導体技術開発拠点推進協議会の設置

関係機関の取組・成果を情報共有するとともに、強化方策を議論・提言するため協議会を設置

(イ) 次世代電池・半導体シンポジウムの開催

蓄電池・半導体分野における県の強みや潜在力を県内外に発信

(ウ) 産業構造マップの作成

製造過程ごとの立地企業を掲載した産業構造マップを作成し本県のポテンシャルを広く周知することで、県内企業の事業拡大・他分野からの参入、県外企業の誘致を促進

**エ 健康・医療データを活用したデジタルイノベーションへの支援 (10,000 千円)**

デジタルヘルスの社会実装に向け、神戸大学への支援を通じて、健康・医療ビッグデータ等を活用した実証研究や、成果普及等を推進

**オ ひょうご科学技術協会を通じた科学技術活動の支援 (16,249 千円)**

兵庫県における科学技術振興の中核的機構である(公財)ひょうご科学技術協会への支援を通して、学術的研究への助成や次世代を担う青少年等への科学技術の普及啓発、地域産業の技術高度化促進など、各種の科学技術活動を展開

## II 中小企業の経営基盤の強化・持続的な発展

### 1 DX等による生産性の向上

#### (1) 中小企業のDX導入促進

ア スマートものづくりセンター等によるデジタル技術の実装支援 (45,344千円)

(地域産業立地課)

非対面・非接触化など製造現場の新たな動きに対応し、スマートものづくりセンターや新産業創造研究機構での相談機能を充実化、AI・IoT・ロボットの普及を支援

イ ものづくり企業におけるDXの実践と関連人材育成の推進 (194,038千円)

(地域産業立地課)

デジタルトランスフォーメーション(DX)の導入を促進するため、相談窓口を設置し、セミナーを開催するとともに、企業内でのDXの導入に向けた人材育成を支援

##### (ア) 導入相談窓口の設置等

企業・現場ごとの課題抽出や導入方法検討、製品紹介などに対応する相談窓口の設置や、普及啓発セミナーを実施

##### (イ) DX実践・人材育成支援

企業のDX(ICT、IoT、AI等の活用による業務プロセス、ビジネスモデル、業態の抜本的見直し)の実践及び、DX実践に必要となるDX人材の育成(社外での教育、社内での教育、導入実践教育(OJT)、戦力化)を支援

##### (ウ) 専門家派遣

生産性向上や業務課題の解決に向け、プッシュ型での専門家・アドバイザー派遣による伴走型の支援を実施

ウ ひょうご次世代産業DX導入・人材育成プロジェクト、ひょうごものづくり企業多角化促進・人材育成プロジェクトの推進 (363,768千円)

本県の強みでもあるものづくり産業(製造業)を中心に、次世代産業のさらなる発展とイノベーション創出への支援を主としたプロジェクト(R3~R5)を実施

##### (ア) DXの導入推進 (200,000千円) (地域産業立地課、新産業課)

a DX実践・人材育成事業(再掲(P21)) (30,445千円)

b 次世代産業におけるAI・IoT・ロボット技術の導入促進

～スマートものづくりセンターの運営～ (P41参照) 等

##### (イ) 次世代成長産業への参入促進 (163,736千円) (新産業課)

a 次世代成長産業分野進出支援事業

次世代成長産業分野への進出による事業の多角化等に向け、企業における研修や、専門家派遣を実施

b ドローン活用人材育成事業(再掲(P12)) 等

#### (2) 中小企業DX人材育成リカレント教育の実施 (11,015千円) (地域産業立地課)

兵庫工業会と連携し、関西学院大学や兵庫県立大学が開発した完全オンデマンド型のDX人材育成プログラムを提供することにより県内企業のDX人材の育成を支援



- ア 関西学院大学と日本 IBM 社が共同開発したプログラムの受講料の一部助成
  - (ア) 実施主体 (公社) 兵庫工業会
  - (イ) 補助対象 県内中小企業者、経済団体等
  - (ウ) コンテンツ AI 活用人材育成プログラム
  - (エ) 対象経費 カリキュラム受講料 (22,000 円~25,300 円/1 科目・1 人)
  - (オ) 補助金額 11,000 円
- イ 兵庫県立大学が開発したプログラムの提供
  - (ア) 実施主体 (公社) 兵庫工業会(コンテンツ作成は県立大学へ依頼)
  - (イ) 受講対象 県内中小企業者、経済団体等
  - (ウ) コンテンツ DX リカレント研修

## 2 経営の持続性向上

### (1) SDGs の推進

- ア ひょうご産業 SDGs 推進宣言・認証事業の実施 (21,464 千円) (地域経済課)
  - (ア) ひょうご産業 SDGs 推進宣言事業
    - a 対象者 県内に事業所を有し、原則として保証協会の保証対象業種に属する中小企業や産地組合等
    - b 実施内容 SDGs に関して目指すゴールを設定し、達成に向け具体的な取組を宣言
  - (イ) **【新】**ひょうご産業 SDGs 認証事業
    - a 対象者 ひょうご産業 SDGs 推進宣言企業
    - b 認証期間 3 年間
    - c 実施内容 一定の要件を満たす企業を、県が 3 段階で評価・認証
    - d 認証要件
      - ①チェックシートによる SDGs の取組の自己評価(全 30 項目)
      - ②目標設定と取組の明確化(5 年以内に目指すゴールを 3 つ設定し、具体的な取組を明示)
      - ③ひょうご SDGs Hub への参画
- イ SDGs チャレンジ・脱炭素イノベーション創出支援事業の実施 (新産業課) (再掲 (P17))
- ウ 地場産業における SDGs の取組の推進 (地域産業立地課) (P39 参照)

## (2) 事業承継の推進と新事業展開の支援

### ア 事業継続支援事業 (106,342 千円) (地域経済課)

事業承継を躊躇する中小企業を後押しするため、事業承継時に発生する経費を補助し、中小企業の事業承継を支援

(ア) 対 象 以下の要件を満たす県内の中小企業者

- ・ 商工会・商工会議所の指導を受け、事業承継計画を策定した者
- ・ 事業承継を実施した者、もしくは補助期間中に事業承継を実施する者

(イ) 補助内容

補助対象経費		店舗賃借料※	広告宣伝等事務費	建物改修費・ 設備導入費
補助率		1/2		
補助限度額	1年目	1,000 千円	1,000 千円	2,000 千円
	2年目	1,000 千円	1,000 千円	—
	3年目	1,000 千円	1,000 千円	—
	合計	3,000 千円	3,000 千円	2,000 千円

※店舗賃借料は第三者承継時のみ補助

### イ 事業承継税制の活用促進 (地域経済課)

経営承継円滑化法に基づく事業承継の支援措置(事業承継税制等)に係る認定及び指導・助言を実施

### ウ 事業承継支援貸付による支援 (地域経済課) (P29 参照)

### エ 【新】ひょうごホストコパベンチャー型事業承継支援事業の実施 (30,000 千円) (新産業課)

本業の変革や新市場への参入などに意欲のある若手事業承継者を対象に、物価高騰等に対応した新事業アイデアの創発・具体化を支援するため、アクセラレーションプログラムを実施し、プロトタイプの開発・実証まで一貫した支援を実施

(ア) アクセラレーションプログラム

- a 対象者 若手事業承継者(概ね 40 歳未満)
- b 募集人数 10 人程度

(イ) プロトタイプ開発・実証への支援

- a 対象経費 プロトタイプの開発・実証に要する費用
- b 補助率 1/2
- c 補助上限額 150 万円/件
- d 補助件数 10 件

### オ 中小企業新事業展開応援事業【令和4年度繰越 220,000 千円】 (地域経済課)

コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築(「特別枠」)や生産現場を外部に公開したり、来場者に体験してもらう等の「オープンファクトリー」に取り組む県内中小企業を支援(「OF 枠」/令和5年度から新規追加)

(ア) 対 象 以下の要件を満たす中小企業

- a 兵庫県内に事業所を有する中小企業者であること
- b 令和4年9月以降の任意の1ヶ月間の売上高が、令和2年9月から令和4年3月までの同月と比較して10%以上(付加価値額の場合は15%以上)減少

- (イ) 対象経費 建物改修費、設備費、システム購入費、広告宣伝費等  
 ※特別枠については、省エネ設備導入費が全体経費の50%以上
- (ウ) 補助率等 1/2 ※事業費に応じて定額補助

事業費	補助金額
50万円以上 70万円未満	35万円
70万円以上 100万円未満	50万円
100万円以上 150万円未満	75万円

### カ がんばる小規模事業者支援事業 (5,544千円) (地域経済課)

小規模事業者における最大の経営課題である営業・販路開拓に対する支援を行うことにより、中小企業振興条例が掲げる小規模事業者の成長発展を促進

- (ア) 対象 経営革新計画または経営力向上計画に基づき新たな取組を実施する小規模事業者
- (イ) 対象経費 大規模展示会への出展ブース借上代
- (ウ) 補助率 1/2 (上限230千円)
- (エ) 補助件数 20件程度 (2展示会、1展示会当たり10件程度)

### (3) 中小企業融資制度等による支援 (地域経済課)

#### ア 中小企業向け制度融資の運用 (預託611,246,715千円)

コロナの長期化、物価高等による厳しい経営環境下で、急な資金需要に迅速に対応できるセーフティネットとしての役割を継続するため、5,000億円の融資枠を確保し、中小企業の資金繰りを支援。また、長期プライムレートの変動等を機に、制度融資金利の一部について所要の見直しを実施

#### <令和5年度における実施内容、拡充等>

- (ア) 融資枠  
 令和4年度に引き続きコロナ禍前の融資枠の1.5倍となる5,000億円を確保
- (イ) 貸付要件等の見直し
- a スタートアップ企業への支援強化  
 起業をためらう原因となる創業時借入の際の経営者保証を不要とし、創業間もない「スタートアップ企業」を支援
- ・「新規開業貸付 (経営者免除貸付)」について、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有することを要件に、経営者保証を免除
- b 信用保証制度に合わせた要件見直し  
 特定の保証制度の利用を想定した貸付メニューについて、保証制度に合わせた要件見直しを実施

貸付名称	対応する保証	要件	
		改正前	改正後
新規開業貸付	・創業関連保証 ・スタートアップ創出促進保証	新たに事業を開始する者、又は営業開始後1年未満の者	新たに事業を開始する者、又は営業開始後5年未満の者
再挑戦貸付	・再挑戦支援保証	再起業する者、又は再起業してから6ヶ月未満の者	再起業する者、又は再起業してから5年未満の者
企業再生貸付	・経営改善ポイント保証 等	限度額：2億円	限度額：2.8億円

(ウ) 貸付メニューの見直し

- 産業立地条例の改正(令和5年4月施行)における拠点地区制度廃止に伴い、拠点地区進出貸付を廃止(新条例に定める重点立地促進事業を対象に、「設備投資促進貸付」の融資限度額及び融資期間を拡充)
- 伴走型経営支援特別貸付と要件の重複する経営力強化貸付の廃止

(エ) 金利の見直し

令和3年4月の前回改定時と比較し、長期プライムレートが上昇していることを踏まえ、貸出金利を引き上げ

- コロナ対策資金を除く貸付(一律+0.2%)

【参考：中小企業融資制度の貸付メニュー一覧】

資金名	資金使途	融資枠		融資限度額		融資利率		融資期間(据置)		
		R4当初	R5当初	R4当初	R5当初	R4当初	R5当初	R4当初	R5当初	
		億円	億円	-	-	%	%	年(月)	年(月)	
事業展開融資	事業応援貸付	設備・運転	280	280	1億円	1億円	1.10	→1.30	10(24)	10(24)
	事業承継支援貸付	設備・運転	5	5	2.8億円	2.8億円	0.90	→1.10	10(24)	10(24)
	設備投資促進貸付 ①設備の新設・更新 ②BCPIに基づく防災関連対策 ③ホテルの新築又は改修 ④重点支援業種の立地企業	設備・(運転)	480	480	①: 3億円 ②: 15億円 ③: 30億円 -	①: 3億円 ②: 15億円 ③: 30億円 ④: 100億円	0.90	→1.10	①: 10(24) ②③: 15(24)	①: 10(24) ②③④: 15(24)
	拠点地区進出貸付【R5廃止】	設備	110	-	100億円	-	0.75	-	15(24)	-
	新規開業貸付	設備・運転	120	→220	3,500万円	3,500万円	0.60	→0.80	10(12)	10(12)
	再挑戦貸付		5	→15	2,000万円	2,000万円			15(36)	10(12)
経営安定融資	(経営円滑化貸付) 災害対応貸付	別途定める	-	-	災害の規模・態様等に応じて、被災の都度迅速かつ適切に制度設計を行う					
	(経営円滑化貸付【コロナ対策】) コロナ対策貸付	設備・運転	500	500	2.8億円	2.8億円	0.70	0.70	10(24)	10(24)
	(経営円滑化貸付【コロナ対策】) 伴走型経営支援特別貸付 ※12月補正で拡充	設備・運転	2,000	2,000	6,000万円	→1億円	0.90	0.90	10(60)	10(60)
	経営円滑化貸付(通常分)	運転	230	→250	1億円	1億円	0.80	→1.00	10(24)	10(24)
	企業再生貸付	設備・運転	50	50	2億円	→2.8億円	1.40	→1.60	15(60)	15(36)
	企業再生貸付【コロナ対応】 ※12月補正で創設	設備・運転	-		-	→2.8億円	-	→0.90	-	→15(60)
	経営力強化貸付【R5廃止】	設備・運転	20	-	2.8億円	-	1.00	-	設7(12) 運5(12)	-
	借換等貸付	借換・運転	200	200	1億円	1億円	1.50	→1.70	10(12)	10(12)
	借換等貸付【コロナ対策】				2.8億円	2.8億円	0.70	0.70	10(12)	10(12)
一般事業融資	長期資金	運転	300	300	企5,000万円 組1億円	企5,000万円 組1億円	1.50	→1.70	10(24)	10(24)
	短期資金		80	80	3,000万円	3,000万円	1.50	→1.70	1	1
	小規模無担保貸付	設備・運転	50	50	2,500万円	2,500万円	1.40	→1.60	7(6)	7(6)
	特別小規模貸付	設備・運転	185	185	2,000万円	2,000万円	1.20	→1.40	7(6)	7(6)
	経営活性化資金	設備・運転	265	265	設5,000万円 運3,000万円	設5,000万円 運3,000万円	金融機関 所定	金融機関 所定	設7(12) 運5(6)	設7(12) 運5(6)
	経営活性化資金【コロナ対策】	運転			運5,000万円	運5,000万円			10(12)	10(12)
神戸市独自資金	こうべ挑戦企業支援貸付【R5廃止】	設備・運転	3	-	1億円	-	(拡張) 0.85 (雇用) 0.80	-	10(24) 7(24)	-
	こうべ経済変動対策貸付	別途定める	11	11	必要に応じ別途定める					
	季節資金	運転	30	30	企4,000万円 組6,000万円	企4,000万円 組6,000万円	別途定める	別途定める	0.5	0.5
	小規模事業	設備・運転	5	5	400万円	400万円	1.40	→1.60	運7(12) 設7(18)	運7(12) 設7(18)
	無担保・無保証人	設備・運転	1	1	400万円	400万円	1.20	→1.40		
	小規模おうえん	設備・運転	60	→63	400万円	400万円	1.20	→1.40		
若者支援	10		10							
合計			5,000	5,000	-	-	-	-	-	-

## イ 中小企業等における経営改善・成長力強化への支援【令和4年度繰越800,000千円】

事業者の経営状況を熟知した金融機関が、地域の中小企業支援機関として事業者に対して実施する金融・非金融の総合的な伴走支援に補助を行い、県・金融機関が協調して事業者の経営改善を促進

(7) 内 容 金融機関が、事業者(※1)に対して、「伴走型経営支援特別貸付」と同程度(※2)の伴走支援を実施する場合に県が補助を実施

(イ) 補助金額 【継続】 75千円×8,000事業者  
【新規】 100千円×2,000事業者

(※1) ゼロゼロ融資を受けた中小企業者・小規模事業者

(※2) 伴走支援の実施内容

- ・「経営改善・成長戦略計画書」の作成支援
- ・四半期に一度、事業者と面談、計画の実行状況に関する指導・助言等フォローアップの実施
- ・上記に基づき、「フォローアップ報告書」を作成

## ウ 中小企業信用補完制度の充実(479,000千円)

中小企業融資の円滑化のため兵庫県信用保証協会の債務保証による損失を補償

(7) てん補率 代位弁済元金から保険金等を控除した額の10/100~80/100

## エ 中小企業等の多様な資金ニーズへの対応

(7) 地域金融支援保証制度(10,554千円)

県、商工中金、金融機関が連携して、無担保・第三者保証人なしの融資保証制度を実施

- a 融資対象者 県内に主たる事務所・事業所を有し、同一事業歴1年以上かつ、取扱金融機関との貸出取引歴が1年以上の中小企業者
- b 資金使途 運転・設備
- c 融資利率 金融機関所定金利
- d 保証割合 商工中金による部分保証(融資額の90%)
- e 保証料率 3.25%以内
- f 融資限度額 1億円(但し、運転資金は5,000万円)
- g 融資期間 1年以上10年以内(但し、運転資金は1年以上7年以内)
- h 据置期間 3年以内(但し、運転資金は2年以内)
- i 担保 不要
- j 保証人 第三者保証人不要(代表者のみ)

(イ) ひょうご中小企業技術・経営力評価制度(5,995千円)

技術力や成長性を有しているが、物的担保等の不足により融資を受けることができない中小企業や、技術力や成長性をアピールして販売促進や企業価値向上を図る中小企業に対して、技術力等を評価し、数値化した評価書を発行することで円滑な資金調達等を支援

- a 実施機関 (公財) ひょうご産業活性化センター
- b 評価対象者 技術力等を有し成長が期待される県内中小企業(創業後1年以上)
- c 評価項目 製(商)品・サービス、市場性、将来性、実現性、収益性、経営性の各項目評価を行い、これを基に総合評価
- d 手数料 標準評価型 105千円 ※評価手数料の1/3はセンター(県)が負担

## オ 小規模事業者等への設備資金の提供

### (7) 小規模企業者等設備貸与支援制度（割賦・リース）（貸与規模 2,200,000 千円）

小規模企業者等の創業及び経営革新等に必要な設備を（公財）ひょうご産業活性化センターが購入し、小規模企業者等に割賦販売またはリースを実施

- a 対象企業規模 原則 20 人以下
- b 貸与限度額 1 億円
- c 資金負担割合 購入価格の 100%以内
- d 貸与期間 10 年以内
- e 割賦損料 年 0.70%～1.95%
- f リース料 月 0.966%～2.959%

### (イ) 中小企業高度化事業の債権管理（14,785 千円）

「中小企業高度化事業」の利用組合等に対して経営指導を行い、債務者の状況に応じたきめ細かい債権管理を実施

## カ 貸金業者の健全な運営（837 千円）

### (7) 指導監督等

#### a 業務規制

貸金業法を踏まえ、過剰貸付の禁止、貸付条件の掲示、誇大広告の禁止、契約書面の交付、受取証書の交付、取立て行為の規制等について貸金業者を指導

#### b 県の監督権限

- ・貸金業者の法令等の遵守の徹底及び業務の適正な運営の確保を図るため、登録業者に対する定期的な立入検査を実施
- ・苦情のあった業者に対しては、随時立入検査を実施
- ・違法、不適切な業務を行っている業者に対し、業務改善命令や業務停止命令、登録取消処分などを実施

## (4) 海外展開支援と外国・外資系企業誘致（国際課）

### ア 戦略的な立地促進活動の展開（68,527 千円）

県内の産業構造の高度化や地域産業の活性化を図るため、戦略的な外国・外資系企業立地促進活動を展開

#### (7) 外国企業向け一次進出プロモーションの実施

外国・外資系企業等へ本県投資環境をPRするため、企業ニーズに対応した内容のパンフレットを作成

#### (イ) ひょうご・神戸投資サポートセンターの運営（地域産業立地課・国際課共管）（再掲（P14））

#### (ウ) 外国・外資系企業立地の促進（再掲（P15））

## イ 県内企業の海外展開への支援（54,558 千円）

### (7) ひょうご海外展開支援プロジェクト（19,558 千円）

#### a ひょうご海外ビジネスセンターの運営

ジェトロ神戸や神戸市海外ビジネスセンターと「ひょうご・神戸国際ビジネススクエア」として連携し、ひょうご国際ビジネスサポートデスクや海外事務所等を活用して、県内企業の海外展開をワンストップで支援

(a) 場 所 神戸商工貿易センタービル4階

(b) 機 能 海外での販路開拓、拠点設立を検討する県内企業への相談対応等

- b ひょうご国際ビジネスサポートデスクの運営
  - 兵庫県ゆかりの民間人等にビジネスサポートデスクの機能を委嘱し、現地ネットワーク等を活用して、県内企業のアジアへの事業展開を支援
    - (a)場 所 中国（広州・上海）、ベトナム（ベトナム全域・ホーチミン・ハノイ）、インド（デリー）、インドネシア（ジャカルタ）、タイ（バンコク）、シンガポール、米国（ニューヨーク）、ドイツ
    - (b)機 能 現地ビジネス関連情報の提供、現地専門家の紹介 等
- c 海外事務所による県内企業の海外展開への支援
  - 海外事務所の現地ネットワークを活用し、県内企業の海外展開に関する専門的な相談等に対応するとともに、ビジネスアテンドサービスを提供
- d ひょうご海外展開支援セミナーの開催
  - ひょうご国際ビジネスサポートデスクやジェトロ神戸、金融機関、外国政府機関等と連携し、海外展開のためのセミナーを開催
- e JICAと連携した企業支援セミナーの開催
  - 開発途上国への事業展開を促進するため、JICAの民間企業支援制度の活用を促す企業向けセミナーを開催

**(イ) 中小企業海外展開総合支援促進事業（35,000千円）**

県内企業による、海外での販路開拓や拠点設立等の実現可能性調査を支援。ポストコロナ社会を見据え、越境EC、販路開拓に取り組む企業等を支援するほか、既に海外展開中の中小企業がコロナ禍で生じた課題に対応するために要する経費を助成

- a 補助率 対象経費の1/2以内
- b 限度額 1,000千円以内（越境EC等出展支援調査は500千円）

**(ロ) ジェトロと連携した高度外国人材確保の支援（4,000千円）**

県内企業の海外展開において、海外ビジネスを担う人材確保が大きな課題であることから、ジェトロと連携して高度外国人材の確保を支援

- a 支援内容 ポータルサイトの運営等による情報提供やワンストップ相談対応  
専門家派遣による外国人雇用に向けた伴走型支援  
外国人材活用に関するセミナー等の開催 等

**ウ 新興国等との経済交流の強化（4,359千円）**

**(7) 中国・広東省との経済連携プロジェクトの推進**

兵庫県・日本と広東省の行政・経済団体・企業が参画する経済交流促進のプラットフォーム「日本広東経済促進会」を運営

- a 時 期 令和5年秋頃（予定）
- b 場 所 オンライン（予定）

**(イ) ベトナム・ホーチミン市との経済連携プロジェクトの推進**

本県とホーチミン市の行政・経済団体・企業が参画する経済交流促進のプラットフォーム「兵庫県・ホーチミン市経済促進会議」を開催

- a 時 期 令和5年秋頃（予定）
- b 場 所 兵庫県（予定）

#### (ウ) 国際経済交流テクニカルビジットの受入

本県友好提携先や在日外国公館などを窓口として、海外からビジネス代表団を受入れ、県内企業訪問やセミナー開催等を通じ、ビジネス交流を促進

a 受入団体 10 団体程度

b 受入事業 本県PRセミナー、企業視察、企業交流会 等

#### エ 貿易関係団体等との連携・支援 (4,720 千円)

県内企業の貿易を振興するため、関係団体の運営等を支援

(ア) ジェトロ神戸への運営支援

(イ) (一社) 神戸貿易協会への事業支援

(ウ) 全国中小貿易業兵庫連盟への事業支援

#### (5) 商店街の集客力強化 (地域経済課)

##### ① 魅力ある商店街づくり (1,259,000 千円)

##### ア 商店街ファンづくり応援事業 (20,000 千円)

商店街に継続的な賑わいをもたらす、地域性、独自性のあるイベントなどを支援

(ア) 対象事業 地域資源を活用したオリジナル商品の開発、商店街の知名度向上企画、商店街地域の特性を活かしたイベント、シンボルマスコットの制作、SNSやネット中継による発信 等

(イ) 補助額 対象経費の額に応じた定額補助 ※市町義務随伴 (県と同額以上を補助)

対象経費	補助額	補助件数
1,500 千円以上	@200 千円	50 団体
1,000~1,500 千円未満	@150 千円	40 団体
500~1,000 千円未満	@100 千円	40 団体

##### イ 商店街インバウンド再開支援事業 (3,000 千円)

ポストコロナを見据えた訪日外国人旅行者の誘客促進の取組に対して支援

(ア) 対象者 商店街・小売市場 (任意団体含む)

(イ) 対象事業 外国人向け広報活動 (HP の多言語化等)

外国人受入環境整備 (多言語マップ、デジタルサイネージ等)

おもてなし企画の実施 (外国人向けツアー等)

(ウ) 補助率 県 1/4 市町 1/4 ※市町義務随伴

(エ) 補助限度額 1,500 千円

##### ウ がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業【令和4年度繰越 1,200,000 千円】

消費の落ち込みを回復するため、商店街等が取り組む期間限定プレミアム付商品券発行等を支援

(ア) 対象者 商店街・小売市場等

(イ) 対象経費 商品券プレミアム分、ポイントシールプレミアム分、イベント実施費、商品券・参加店マップ等作成費 等

(ウ) 補助率 県 2/3、市町 1/3 ※市町義務随伴



## エ 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業 (36,000 千円)

コロナ禍でも来街しやすい環境づくりのため、商店街が設置するアーケード等の設置・改修を支援

(ア) 補助率 県 1/6、市町 1/6 ※市町義務随伴

(イ) 補助限度額 4,000 千円

## ② 個性あるお店の集積づくり (15,446 千円)

### ア 商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業の実施 (12,436 千円)

商店街活動に積極的に参加する若者や女性の空き店舗への新規出店を支援

(ア) 補助要件 出店後速やかに商店街団体に加盟し、団体活動に積極的に参加すること

(イ) 対象経費 店舗賃料、内装・ファサード工事に要する経費

(ウ) 補助率 県 1/6 市町 1/6 ※市町義務随伴

(エ) 補助限度額 750 千円

### イ 商店街次代の担い手支援事業 (2,070 千円)

次代を担う商店街リーダーを養成するため、商店街の若手商業者グループが取り組む実践活動を支援

(ア) 対象者 商店街の若手商業者グループ

若手商業者とベテラン商業者によって構成されたグループ

(イ) 補助率 定額 ※市町随伴期待

(ウ) 補助限度額 300 千円

### ウ ひょうごいいね！お店表彰の実施 (940 千円)

個店の意欲醸成と魅力向上による商店街の活性化を図るため、商店街に立地する個性あふれる店舗を表彰

## ③ 地域コミュニティ形成への貢献 (20,525 千円)

### ア 商店街買い物アシスト事業 (13,025 千円)

買い物弱者対策と新規顧客の獲得による商店街の活性化を図るため、ECサイトを活用した共同宅配や移動販売、ご用聞き・共同宅配、買い物送迎車の運行、高齢者等の買い物サポートを支援

(ア) 対象者 商店街・小売市場、商工会・商工会議所、商業者グループ、NPO法人、まちづくり会社

(イ) 補助事業 ①ECサイト・共同宅配、②ご用聞き・共同宅配、③移動販売、④買い物送迎車の運行、⑤来街された高齢者等のサポート（買い物同行支援）

(ウ) 補助率 1～3年目 県 1/2、4・5年目 県 1/3 ※市町随伴期待

(エ) 補助限度額 [1～3年目] 3,000 千円、[4・5年目] 2,000 千円（単独実施）  
複数実施の場合、1～3年目は2,400 千円、4・5年目は1,600 千円を加算。ただし、ECサイト・共同宅配にご用聞き・共同宅配を追加する場合、1～3年目は600 千円、4・5年目は400 千円を加算（1～3年目の補助限度額6,000 千円、4・5年目の補助限度額4,000 千円）

(オ) 補助期間 最長5年

## イ 商店街地域コミュニティ拠点づくり事業 (7,500 千円)

ポストコロナを踏まえ、若者や学生、会社員等の新たな顧客層を商店街に呼び込むため、空き店舗を活用したコミュニティカフェの設置等、地域住民のニーズに対応した地域コミュニティ拠点づくりを支援

(ア) 対象者 商店街・小売市場 (任意団体含む)、商工会・商工会議所、まちづくり会社 等

(イ) 対象事業 商店街の空き店舗を活用したコミュニティカフェ、まちゼミやこども食堂等の地域コミュニティ拠点の設置に要する経費

(ウ) 補助率 県 1/2 市町 1/2 ※市町随伴期待

(エ) 補助限度額 2,500 千円 (施設整備費:1,500 千円、賃借料:750 千円、活動費:250 千円)

## ④ 経営力向上支援 (6,761 千円)

### ア 中小小売商業経営支援事業 (5,433 千円)

小売事業者の抱える諸課題への対応や経営力向上のため、経営に役立つ各種情報の提供、助言指導を実施

(ア) 情報提供

情報誌やDVDなどで、繁盛店や商店街情報、経営アドバイスなど商業経営に参考となる情報を提供

(イ) 助言・指導

(公財) ひょうご産業活性化センターのマネージャー (商店街振興担当) が現地訪問等により商店街・小売市場や中小小売事業者等を指導・助言

### イ 県域商店街団体支援事業 (1,328 千円)

兵庫県商店連合会、兵庫県商店街振興組合連合会が実施する指導事業や講習会・研究会等事業を支援

## (6) 商工会・商工会議所等による経営支援 (3,142,998 千円) (地域経済課)

### ア 小規模事業者への経営改善普及事業の推進 (2,879,749 千円)

商工会議所 (18 箇所)、商工会 (28 箇所) 及び商工会連合会に経営指導員等を設置し、地区の小規模事業者を対象に経営改善普及事業等を実施

(ア) 経営指導員等による指導等

小規模事業者に対して、金融、税務、経営革新、その他経営に関する指導等を実施

(イ) 地域活性化の取組を通じた小規模事業者の支援

a 地域活力増進事業

地域の特性を生かしたブランド開発事業など地域活力の増進につながる事業への取組を支援

b 産学連携事業

兵庫県立大学、神戸芸術工科大学、関西国際大学、関西学院大学等と各商工会が連携し、地域活性化に向けたまちづくり構想の提案や広域観光の研究、インターシップ事業、地域資源を活用した新商品開発などを実施

c 地域経済再生支援事業

農業者など他の団体等と連携して行う農商工連携や、地域資源の活用による地

産地消型の物産開発などの取組に加え、ポストコロナ社会における地域経済の早期再起を促す取組も支援

**イ 商工会・商工会議所の相談機能強化事業の実施（139,200千円）**

コロナ禍により増加する窓口相談に対応するため、商工会・商工会議所がOB等を雇用する費用を臨時的に支援

- (ア) 対 象 商工会・商工会議所（全46団体）
- (イ) 対象経費 商工会・商工会議所の窓口相談に係るOB等の人件費
- (ウ) 上限金額 各団体の規模に応じて1,600～6,400千円を上限
- (エ) 期 間 原則として1年間

**ウ 中小企業の組織化・連携の促進（124,049千円）**

中小企業の経営資源の相互補完・強化等を図るため、兵庫県中小企業団体中央会が実施する中小企業者の連携・組織化や、活路開拓等に向けた取組を支援

**エ 中小企業の官公需確保対策の推進**

官公需に係る予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、可能な限り分離・分割して発注する等により中小企業者の受注機会の確保を推進

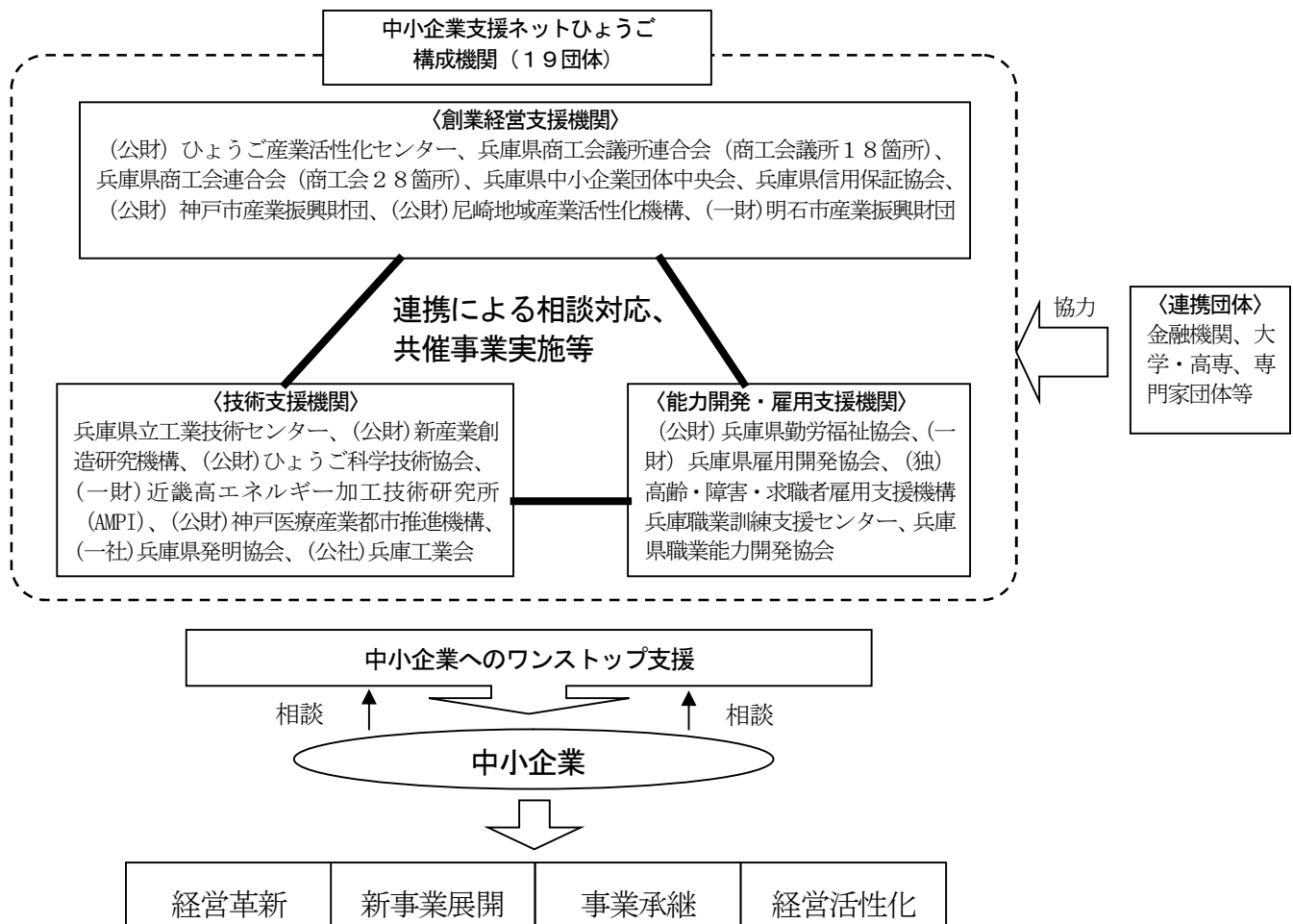
(7) 中小企業の経営支援 (73,724 千円)

ア 相談・助言等による中小企業支援 (66,915 千円) (地域経済課)

(ア) 中小企業経営支援事業

ひょうご産業活性化センターを中核とした県内 19 の構成機関によるネットワーク「中小企業支援ネットひょうご」を構築し、ワンストップで企業のニーズに対応するとともに、成長潜在力の高い企業を選定し、専門家による指導・助言等により、中小企業を支援

新型コロナウイルス感染症緊急対応後の中小企業に対し、活性化センター及び金融機関が企業経営の維持継続サポート・伴走型支援を実施



(イ) ひょうご専門人材相談センター事業

専門人材に関する相談窓口である「ひょうご専門人材相談センター」において、中小企業の「攻めの経営」に必要な人材ニーズの掘り起こしや、民間人材ビジネス事業者・金融機関と連携した副業・兼業人材も含めた専門人材のマッチングを実施

イ 中小企業の経営革新計画の支援 (地域経済課)

中小企業が実施する①新商品の開発・生産、②新サービスの開発・提供、③商品の新たな生産・販売方式の導入、④サービスの新たな提供方式の導入等、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」を支援

**ウ 「ひょうごプラチナ成長企業」の創出 (6,859 千円) (地域経済課)**

中小企業の経営者の資質向上に向けて、改善活動の実践支援とその取組評価による認定を実施

- (7) 経営計画策定・経営品質向上に向けた実践
- (4) 経営改善の実践とその取組評価による認定

**エ 中小企業者の災害時の事業継続支援 (9,884 千円)**

(7) 「設備投資促進貸付」による支援 (地域経済課) (P29 参照)

(4) 企業 BCP/BCM 伴走型支援事業の実施 (危機管理部)

災害時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大期においても、サプライチェーン断絶や販路縮小等を回避し、事業を継続することで、企業がしなやかに立ち直るためにBCP策定支援プログラムを支援

- a BCP啓発セミナー等の開催  
BCP策定の必要性等の啓発、個別相談会を実施
- b BCP策定講座の開催  
BCP策定のスキル・ノウハウを提供する講座を実施
- c BCP机上演習・内部監査支援  
机上演習・演習の講評、社内研修・内部監査支援に関する講座を実施
- d 土日宿泊型コース  
広域防災センターを活用し、1泊2日で上記a～cの講座等をまとめて実施
- e 半日型コースの開催  
半日でBCPのコア要素を策定できる小規模企業者向けの講座を実施

**オ 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」策定の推進 (地域経済課)**

商工会・商工会議所が市町と協力して策定する「事業継続力強化支援計画」や、災害発生時の事業継続対策として小規模事業者の「事業継続力強化計画」の策定を支援

事業継続力強化支援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商工会・商工会議所が小規模事業者の防災に関する取組を支援するための計画 自然災害に対する注意喚起、BCP策定に関する指導助言、災害による影響軽減のための情報提供、災害発生時の被害状況の把握等について記載。計画期間5年以内。</li> <li>○ 市町と共同で作成、県が認定</li> </ul>
事業継続力強化計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災・減災対策として必要な取組を記載。計画期間3年以内 被害想定、災害時の初動対応、事前対策 (人員・設備・資金繰り・情報保全等)、実効性の確保 (計画の見直し) 等について記載</li> <li>○ 国 (近畿経済産業局) が認定</li> </ul>

**カ BCPを策定した事業者への支援 (地域経済課)**

「事業継続力強化計画」等の認定を受けた事業者に対し、産業・労働関係の補助金及び認定・表彰制度の審査において加点等を実施

- (7) 補助金 事業継続支援事業
- (4) 認定・表彰制度等

	事業名	対象者	所管
1	ひょうごオンリーワン企業認定	優れた技術や製品を有する事業者	地域経済課

2	移住支援事業・マッチング支援事業 (移住支援金対象企業)	東京圏からの移住を伴う就業者受 入れ県内企業	労政福祉課
---	---------------------------------	---------------------------	-------

※「設備投資促進貸付」「補助金等の審査加点」の対象となるBCP

- ・中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」に準じたBCP
- ・「中小企業等経営強化法」に基づく「事業継続力強化計画」
- ・国土強靱化貢献団体の認証（(一社)レジリエンスジャパン推進協議会が認証）を取得したBCP
- ・県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦するBCP
- ・兵庫県企業BCP策定支援事業（防災支援課）による補助を受け策定したBCP

### 3 地場産業の競争力強化

#### (1) 地場産業のブランド価値向上と販路拡大（地域産業立地課）

##### ア 【新】地場産業におけるSDGsの取組の推進（50,000千円）

世界共通の課題であるSDGsの取組支援を通じて、地場産品の魅力向上を図り、地場産業のブランド価値向上を推進

補助対象	産地組合（※）	産地企業（※）
対象事業	(1) SDGs 計画策定・人材育成支援 研究・仕組みづくり、推進人材育成 等	
	(2) SDGs 実践支援 新素材・技術開発、商品開発等	同左
	(3) SDGs 発信支援 コンテンツ作成、プロモーション、展示会出展 等	
支援期間	令和6年度まで	1年間
補助率	定額	1/2以内
補助限度額	上限300万円/年度 ただし(1)(3)のみを行う年度は上限200万	上限200万円

※ひょうご産業SDGs推進宣言を行った組合・企業に限る。

##### イ 産地のブランド力強化の促進（39,500千円）

産地のブランド力強化を促進するため、産地組合等が行う販路拡大、海外展開のための新技術開発、人材育成、首都圏での取組を支援

###### (ア) 補助対象

清酒、ケミカルシューズ、真珠、播州織、三木金物、皮革、素麺、豊岡かばん、淡路瓦、線香 等の産地組合

###### (イ) 対象事業

ニーズに応じた新製品・新技術・デザインの開発、国内外の展示会への出展・開催、国内外市場におけるマーケティング調査、ものづくりの専門能力を有する人材の育成、首都圏でのアンテナショップを核とした販路開拓の取組 等

(ウ) 補助限度額（定額）

国内展開 4,000 千円 海外展開 4,000 千円

人材育成 2,000 千円 首都圏販路開拓 4,000 千円

**ウ 【拡】 ひょうごのじばさん魅力発信キャンペーン（15,000 千円）**

今後の地場産業を牽引する若手職人に活躍の場を設けるとともに、兵庫県産地場産品のブランディング及び産地横断型のプロモーションを行い、産地の新たな魅力発信、消費拡大を推進

(ア) 実施主体 （公財）神戸ファッション協会

(イ) 補助率 定額

**エ 皮革産業の振興（162,353 千円）**

**(ア) 皮革産業活性化の推進（15,453 千円）**

**a ブランド化の推進**

ひょうご天然皮革ブランドの国際競争力強化を図るため、皮革事業者と皮革製品メーカーの連携を促進する交流会の開催や両者連携によるコラボレート製品の開発、海外展示会への出展、海外向けプロモーション等を支援

**b 需要開拓の推進**

ひょうご天然皮革の新たな需要開拓・販路開拓を図るため、見本市への参加出展、展示会の開催を支援

**c 技術力の向上支援**

皮革工業技術支援センターにおいて、鞣し技術の研究開発・指導を実施、皮革大学校事業等を通じ技術者を養成

**(イ) 皮革排水対策の推進（146,900 千円）**

皮革排水を処理している関係市町に対して、皮革排水が一般排水よりも処理経費が高額になることに伴う財政負担を軽減するため、処理経費の一部を支援

**オ 伝統的工芸品産業の振興（90 千円）**

長い歴史と地域の風土に培われ、優れた伝統的技術を有する伝統的工芸品を広く周知するため分担金を負担

**(2) ものづくり産業の活性化**

**ア 中小企業への技術支援（248,138 千円）（一部再掲）（地域産業立地課）**

**(ア) 工業技術センターによる技術支援（156,859 千円）**

神戸市須磨区に本所及び航空産業非破壊検査トレーニングセンター、県内2カ所に工業技術支援センター（繊維：西脇、皮革：姫路）を配置し、中小企業や地場産業の技術の高度化を支援

**a 技術相談・情報提供**

**(a) 総合相談窓口**

本所窓口に職員が常駐し、技術相談、依頼試験の受付や専門家の紹介・派遣などを実施するほか、各支援センターでも技術相談を実施

**(b) 中小企業巡回技術指導**

研究員等が県内中小企業の生産現場を訪問し、相談・助言する一般企業訪問を

実施するほか、企業の潜在的な技術開発のニーズを発掘する集中企業訪問、研究成果発表、移動工業技術センターを実施

b 機器利用・共同研究

(a) 工業技術センターの機器の開放利用、依頼試験

- ・企業の技術者が自ら機器を操作して分析・評価を行えるよう、保有する機器を企業に開放し、問題解決や新製品開発を支援
- ・中小企業が抱える新製品開発、生産工程改善等の技術的課題の解決のため、企業からの依頼に応じて試料や試験片、製品等の試験、分析を実施

(b) テクノトライアル事業（ものづくり試作支援事業）

技術指導の一環として、製品開発の構想段階での試作や初期研究を受託し、技術開発の指導・助言を実施

(c) ものづくり基盤技術入門研修

工業技術センターの試験研究機器を活用して、研究や試作開発などの実習型講習を実施

(d) 共同研究等の推進

外部資金を活用しながら大学や企業との連携の下にプロジェクト型の技術開発研究等を進め、世界に通用するオンリーワン企業を育成

(e) 知的財産の創出・活用と技術移転の促進

「兵庫県立工業技術センター職務発明審査会」を設置し、職務発明の認定から特許の取得、維持、活用、譲渡・廃止まで、プロジェクト研究等で生じた知的財産の一貫したマネジメントを実施

c 企業間連携・産学官連携

(a) 兵庫県工業技術振興協議会への活動支援

兵庫県工業技術振興協議会（14の業種別研究会で構成。会員約460社）と連携し、ひょうご技術交流大会、研究成果発表会などの事業の実施により異業種交流を支援

(b) 大学との共同研究等の推進

大学と連携協定を締結し、共同研究や人材交流を実施するとともに、産学連携による共同研究を実施

(c) 関西広域連合における公設試験研究機関との連携

関西広域連合構成府県市の公設試験研究機関における設備の共同利用や域内企業のニーズに応える技術支援情報を提供

(イ) スマートものづくりセンターによる技術開発・製品開発及びデジタル技術導入支援

(71,642千円) (一部再掲)

a 共同研究促進及び技術開発・製品開発支援 (14,934千円)

ものづくり産業が集積する神戸、阪神、播磨、但馬地域のスマートものづくりセンターにおいて、産学官の連携による技術研究のコーディネートや機器の利用提供などを通じて中小企業の技術開発、製品開発を支援

(a) 実施主体 (公財)新産業創造研究機構

(b) 設置場所 神戸 (県立工業技術センター)



阪神 ((一財)近畿高エネルギー加工技術研究所(AMPI))

播磨 (姫路商工会議所)

但馬 (県立但馬技術大学校)

b スマートものづくりセンター等によるデジタル技術の実装支援 (45,344 千円)  
(地域産業立地課) (再掲(P25))

c 航空産業非破壊検査トレーニングセンターの運営 (11,364 千円) (再掲(P10))

イ ものづくり基盤の安定・強化 (26,142 千円) (地域産業立地課)

(7) 下請中小企業の振興 (22,829 千円)

下請中小企業振興法により、下請企業振興協会に位置づけられる(公財)ひょうご産業活性化センターにおいて、下請中小企業の受注機会の増大、取引の適正化を図るため、取引のあっせんや商談会の開催、下請取引に関する情報を提供

a 実施主体 (公財)ひょうご産業活性化センター

b 実施体制 指導員2名、補助員1名

(4) 産業技術大学事業 (3,313 千円)

中小企業の技術者の能力向上のため、技術に関する基礎知識の習得から高度な先端技術開発まで、ニーズに応じた技術研修を実施

a 実施主体 (公社)兵庫工業会

b 実施内容 機械工学、電気・電子工学、機械製図 等

ウ ひょうごオンリーワン企業の認定・支援 (1,690 千円) (地域経済課)

優れた技術・ノウハウを有し、国内外で高い評価、シェアを得ている中小企業を「ひょうごオンリーワン企業」として認定し、情報発信を支援

エ 適正計量の推進 (43,671 千円) (地域産業立地課)

計量法に基づく計量関係事業の届出の受理又は登録、特定計量器の検定・検査、計量関係事業者への立入検査、計量意識の向上等、計量の適正化を推進

### Ⅲ 地域経済を支える人材の育成・確保

#### 1 人への投資の推進

##### (1) 中小企業の人材育成支援

ア 中小企業DX人材育成リカレント教育の実施（地域産業立地課）（再掲（P25））

イ ものづくり人材の育成（能力開発課）

##### (7) 技能検定の普及と受検促進（15,066千円）

兵庫県職業能力開発協会との連携のもと、技能検定を実施するとともに、若者の技能検定受検を促進するため、実技試験受検料の一部を減免

##### a 技能検定の普及促進

技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図るため、兵庫県職業能力開発協会との連携のもと、技能検定を実施し、合格者に「技能士」の称号を授与

##### b 若者の技能検定受検の促進

「ものづくり分野」を支える人材の確保・育成を図るため、25歳未満の在職者の技能検定実技試験受検手数料を減免(最大9,000円)し、若者が受検しやすい環境を整備

##### c 【拡】技能実習生の技能検定受検機会の充実

外国人材の受入拡大のため、兵庫県職業能力開発協会の技能検定実施体制を充実

##### (4) 技能啓発の推進（903千円）

技能水準の向上及び技能の伝承を進め、技能尊重気運の醸成を図るため、各種技能振興施策を推進

##### a 優れた技能者の表彰（兵庫県技能顕功賞・兵庫県青年優秀技能者表彰）

極めて優れた技能を有し、県の産業の発展に功績のあった技能者、将来を嘱望される青年技能者を表彰

##### b 「ひょうごの匠」の認定

県内の優れた技能者の中で、技能の伝承及び技能後継者の育成に熱意を持つ者を認定

##### c 技能グランプリ・技能五輪全国大会・全国障害者技能競技大会への参加選手の支援

##### (7) 兵庫県職業能力開発協会の事業支援（43,761千円）

職業能力開発促進法に基づく認可法人である兵庫県職業能力開発協会が実施する職業能力開発と技能検定の普及振興等の事業を支援

##### (1) 【拡】ものづくり体験事業の実施（53,395千円）

ものづくりの魅力や奥深さを伝え、ものづくりへの関心を高めるとともに技能者の後継育成に繋げるため、ものづくり体験の機会と場を拡充して提供

##### a ものづくり体験講座

(a) 内容 木工、金工、電工、工芸等の工作教室

(b) 対象 小学生

(c) 会場 ・ものづくり体験館（20回）  
・【新】神戸高等技術専門学院（50回）  
・【新】但馬技術大学校（10回）

b ものづくり体験学習

(a) 内容 各種ものづくりに関するプロの技の実演と体験指導

(b) 対象 中学生、【新】高校生

(c) 会場 ものづくり体験館

(f) ものづくり技能フェスタの開催 (3,000 千円)

技能体験等を通じ、若者にもものづくりの楽しさやすばらしさを伝承するため、ものづくり技能フェスタを開催

a 開催時期 令和5年10月(予定)

b 開催場所 神戸国際展示場(予定)

c 内容 匠の技の実演、技能体験教室等

ウ 職業能力の開発(能力開発課)

(7) 公共職業能力開発施設で行う能力開発の推進 (400,137 千円)

5つの公共職業能力開発施設において離転職者、新規学卒者、障害者等の求職者に対する職業能力開発を実施

ものづくり大学校、但馬技術大学校及び神戸高等技術専門学院の3校を一体的に運営するために必要な組織・体制等を検討

○ ものづくり大学校(姫路市)

○ 但馬技術大学校(豊岡市)

○ 神戸高等技術専門学院(神戸市西区)

○ 障害者高等技術専門学院(神戸市西区)

○ 兵庫障害者職業能力開発校(伊丹市)

(i) 民間教育訓練機関を活用した職業能力開発の推進 (1,974,111 千円)

専門学校等を活用し、介護・福祉、情報通信分野等を中心に職業訓練を実施

a 離職者訓練の実施 (P50 参照)

離転職や再就職を目指す求職者等の就職支援のため、DX等の進展に対応したデジタル分野の訓練コースを拡充するとともに、労働需要が高い介護・福祉分野、事務・経理分野等、多様な職業訓練を実施

<デジタル人材育成に関する分野の訓練を拡充>

(a) 計画定員数

R4:730名 ⇒ R5:1,020名(+290名)

(b) 委託料

・IT資格又はwebデザイン系の資格取得率・就職率が一定割合以上の場合

・・・10千円/人・月上乗せ

・企業実習を組み込んだ場合・・・20千円/人 上乗せ

b 障害者対象の訓練の実施

・パソコン基礎やホームページ作成等の職業訓練を実施(P50参照)

・「阪神友愛食品㈱」に委託し、知的障害者を対象とした職業訓練を実施

(f) 在職者に対する能力開発の推進 (9,953 千円)

指導者不足や設備面から、単独では技能向上のための取組が困難な中小・零細企業のニーズを踏まえ、在職者(特に若手・中堅の技能者)を対象に、各種資格取得や技能レベルに応じたきめ細かな訓練を実施

<実施校> ものづくり大学校、但馬技術大学校、神戸高等技術専門学院

(I) 民間事業主団体等の行う職業能力開発への支援 (21,270 千円)

民間事業主が雇用する労働者等に対して行う職業能力開発を支援するため、厚生労働省令の基準に適合する職業訓練コースの認定を行うとともに、中小企業事業主等が実施する認定職業訓練に対して運営費を補助

## 2 多様な人材の確保

(1) チャレンジ HYOGO 就職大作戦の推進 (労政福祉課)

ア 若者や女性の県内就職の促進

(7) 【拡】 高校・大学生に対する県内企業 PR (17,589 千円)

県内に在学する高校生及び大学生を対象に、県内企業の魅力を社員のメッセージとともに紹介するガイドブックや SNS を活用した企業情報の発信を行い、県内就職を促進

a ガイドブックの作成

県内企業の情報を掲載した企業ガイドブックを配付

- ・配付対象 高校の就職担当教員 (発行 10,000 部。WEB にも掲載)
- ・掲載企業 県内に本社を置く中小企業

(全県共通 40 社、県民局管内各 30 社程度 計 340 社)

b インスタグラムによる発信

ガイドブック掲載企業を対象に、インスタグラムにより企業情報発信

(I) 大学生インターンシップ推進事業 (19,869 千円)

県内中小企業の人材確保を図るため、大学生等を対象としたインターンシップを実施

a インターンシップの推進

(a) 実施内容 県・商工会議所・経営者協会等による連絡協議会の設置

県内企業で 5 日～2 週間程度のインターンシップ (サイトで通年受付)

ものづくり企業等への学生見学会の実施

b インターンシップ参画企業とのマッチング会の開催

複数の県内企業と幅広く出会うことで、魅力を知るきっかけをつくり、県内企業へのインターンシップ参加を促進

c WEB インターンシップの導入支援

県内外からの参加促進のため、中小企業の WEB 方式導入までのセミナー開催

(7) 【拡】 大学生低学年向け県内企業とのプレマッチング支援 (10,407 千円)

a 就活準備キャリアラボラトリー事業の実施

次代を担う学生が、就職活動前からライフプランを考慮したキャリアプランニングに取り組むことを支援し、男女双方が互いの働き方や考えを理解することで県内就職を促進

(a) 対象者 大学低学年 (1～2 年生) の学生

(b) 実施内容 企業研究やキャリア相談、神戸経済同友会会員企業の経営者層との座談会等を通じたキャリアプランニング支援

b 兵庫企業見聞録事業の実施

県内企業の知名度向上と、企業による県内就職への意識醸成のため、大学と連携して単位認定の対象となる企業見学会をモデル的に実施

(a) 対象者 大学低学年（1～2年生）の学生

(b) 見学先 ひょうご応援企業、ワークライフバランス認定企業、SDGs 認証企業等

#### (イ) 理工系人材獲得の推進（7,385千円）

県内外の理工系大学及び学生と、県内の製造業を営む中小企業とのマッチング機会を創出し、理工系人材の獲得を支援

a 企業と理工系大学との就職情報交換会

県内の製造業を営む中小企業と県内外の理工系大学とのパイプを作るため、オンラインによる就職情報交換会を開催

b 学生との合同交流会

理工系学生に県内の製造業を営む中小企業の魅力を知ってもらうため合同交流会を開催

#### (オ) ワーク・ライフ・バランス（WLB）推進企業による魅力発信フェアの開催（5,060千円）

WLB への関心が高いZ世代に対し、「ひょうご仕事と生活のバランス表彰」等を受けている県内企業の魅力を発信するフェアを開催

a 開催場所 WEB方式：1回（1月）

b 参加企業 WLB 表彰・認定企業（※）等

※認定企業：WLB の推進に関して、一定の基準に達した企業をひょうご仕事と生活センターが認定

※表彰企業：認定企業のうち、先進的・模範的な取組を行い、顕著な効果を上げている企業を政労使三者で表彰

c 対象者 主に大学3年生

### イ 中小企業の採用力強化

#### (7) 【新】県内企業人材確保支援事業（兵庫型奨学金返済支援制度）の推進(93,729千円)

県内中小企業等との連携により、若手従業員を対象とした新たな奨学金返済支援制度を創設し、就職後5年間は県と企業で全額負担することで人材確保を推進

a 補助対象 ・県内に本社のある中小企業

・京都府就労・奨学金返済一体型支援事業実施企業の県内事業所

b 支援対象 以下の全てを満たす者

①日本学生支援機構の奨学金受給者

②正社員で30歳未満の者

③当該企業就職後5年以内で県内事業所勤務

c 支援期間 最大5年間(支援対象者ごとに算定)

d 補助額 企業が支援対象者1人あたり年間返済額の1/3を負担した場合に2/3(上限12万円/人・年)

(参考)制度の見直し内容

区分	負担割合		
改正前	県 1/3	本人 1/3	企業 1/3
改正後	県 1/3	県 1/3	企業 1/3

※ただし、企業負担が1/3未満の場合は同額まで(上限6万円/人・年)

(イ) **【新】中小企業の採用力強化の支援 (3,702千円)**

就職市場における売り手優位が続く中、中小企業の採用力を強化し、県内企業への就職を促進

a 実施内容

- ・採用力強化支援セミナー(3回)
- ・個別相談(3回)
- ・モデル企業の創出・成功事例の展開(次期セミナーで取組紹介 等)

(参考)支援内容の例

- ・インターンシップメニューの検討
- ・採用活動におけるSNS活用方法
- ・合同企業説明会での効果的な説明手法 等

(ウ) **「ひょうご応援企業」就職支援事業 (9,008千円)**

兵庫で就職を希望する若者を積極的に採用する企業を「ひょうご応援企業」として登録、ひょうご・しごと情報広場ホームページ等で企業紹介を実施

a 事業内容

- ・企業紹介HPの作成、合同説明会、大学内企業説明会の開催
- ・就活Webトークの運営

県内企業と県内外学生の座談会形式による出会いの場を提供

(エ) **中小企業合同研修等支援事業 (8,841千円)**

中小企業等への理解を深め適職選択を促すとともに、就職後の職場定着を図ることにより、県内企業への人材確保を支援

a 事業内容

- ・学生向けキャリアセミナー
- ・就職面接会、企業説明会
- ・新入社員等モチベーションアップセミナー
- ・高校生向け企業の出前講座 等

(オ) **中小企業従業員福利厚生支援事業 (89,354千円) (P55参照)**

## ウ UJIターンの促進

### (ア) おためし企業体験 in HYOGO (28,086 千円)

学生未来会議の意見等も踏まえ、首都圏在住求職者、就職氷河期世代等の不安定就職者や未就職者等に対し、求職者の適性にあった企業への就職を支援

#### a 企業体験

項目	実施概要
①ミニ体験コース	数時間～1日程度の職場見学、企業説明、社員との交流会、就職支援セミナー等を実施
②職場体験コース	数日間の職場体験(職場体験、業務実習等)を実施
③おためし入社コース	1週間～1か月程度の就業体験を実施 体験後、企業と体験者双方の合意があれば本採用
④オンライン体験コース	コロナ禍を考慮し、オンラインでの企業説明、社員との交流会や職場体験を実施
⑤首都圏参加者向け支援	首都圏向け広報、セミナー開催を通じた転職希望者の掘り起こしや、ニーズに合わせた個別調整、来県時のフォローアップ等を実施

#### b 滞在支援オプション

- ・内容 首都圏からの参加者に対し、体験中の短期滞在費及び来県旅費を助成
- ・補助率 1/2
- ・補助金額 短期滞在費：上限12万円/回(4千円/泊)  
来県旅費：上限2万円/回

#### c 企業インセンティブ

- ・内容 職場体験等の受入企業に対する謝金を支給するとともに、首都圏からの参加者及び就職氷河期世代の参加者を正規雇用として採用した企業に対し支援金を支給
- ・支給金額 受入企業謝金：2万円/回  
採用時の支援金：10万円/人

### (イ) ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業 (55,432 千円)

大学生・転職者等の県内就職を促進するため、県内企業の魅力や「チャレンジHYOGO就職大作戦」の施策内容を周知し、県内企業と若者のマッチング及び東京23区からの移住を伴う就業等を支援

- a 「ひょうごで働こう！マッチングサイト」の運営
- b 効果的な求人広告の作成支援
- c 首都圏の女子学生等に対する県内就職の促進  
県内企業で働くロールモデル等との交流会やワークショップを実施
- d 東京23区からの就業を伴う移住等に移住支援金を支給  
子育て世帯に対して一定額を加算

### (ウ) 「カムバックひょうご就職支援センター」の運営 (19,711 千円)

東京圏における移住情報発信とUJIターン促進の拠点であるカムバックひょうご東京センターにカムバックひょうご就職支援センターを併設し、民間の柔軟な発想と企画力を生かした広報力強化と首都圏ニーズに合ったイベント等を実施

- a 設置場所 東京交通会館内(東京都千代田区有楽町)

b 開館日 火～日 10:00～18:00

**(I) 合同企業説明会等によるUJIターン就職の促進 (13,235 千円)**

就活生のための合同企業説明会や、県外の大学に進学した県内出身学生に対しての県内企業の魅力を発信するためのフェアを開催

a 合同企業説明会

- (a) 開催場所 Web方式1回(6月)、大阪市内1回(3月)
- (b) 参加企業 ひょうご応援企業※、ひょうご産業SDGs認証企業※等
- (c) 対象者 大学等卒業予定者及び既卒3年以内の者
- (d) 内容 県内企業による就職説明会を開催し、企業と本県出身者のマッチングの場を提供

b 県内企業の魅力発信フェア

- (a) 開催場所 神戸市内：1回(夏休み)
- (b) 参加企業 ひょうご応援企業※、ひょうご産業SDGs認証企業※等
- (c) 対象者 主に大学3年生
- (d) 内容 就職活動の本格的な開始前から、県内出身学生が県内企業の魅力を知るための場を提供

※ひょうご応援企業・・・県が登録する、県内で就職を目指す若者を積極的に採用する企業

※ひょうご産業SDGs認証企業・・・SDGsに係る取組について県が評価・認証した県内中小企業

c 保護者向け就活セミナー

- (a) 開催場所 神戸市内：1回(2月)
- (b) 対象者 就職活動時期の学生の保護者
- (c) 内容 保護者の学生に対する就活への関わり方や、県内企業の魅力を知る場を提供

**エ 就職氷河期世代への就労支援**

**(7) おためし企業体験 in HYOGO (28,086 千円) (再掲 (P48))**

**(I) 就職氷河期世代就労支援プログラム事業 (14,328 千円)**

就職氷河期世代求職者の就職活動を支援するため、企業面接準備研修や就労体験等を行い、正規雇用につなげる人材育成プログラムを実施

a 対象者数 30名

**(7) 就職氷河期世代向け合同企業説明会の開催 (4,216 千円)**

就職氷河期世代を対象とした合同企業説明会及び就職支援セミナーを開催し、就職を促進

**(I) ミドル世代の就労相談窓口の設置 (12,286 千円)**

専門的な相談を受ける就労相談窓口を設置し、就職氷河期世代を含む年齢層であるミドル世代(40～64歳)を対象とした正規雇用化を促進

- a 事業内容 ・レベルアップ就職プログラムの実施  
・ミニマッチング会の開催



## (2) 県内企業とのマッチング支援

### ア ひょうご・しごと情報広場における就職支援の実施 (72,997 千円) (労政福祉課)

就職を希望する者に対し、世代に応じた就職相談を実施するとともに、各種セミナーや就業マッチング等きめ細やかな就職支援を通じて、就職までの一貫したワンストップサービスを提供

[設置場所] 神戸クリスタルタワー12階

※神戸ハローワーク若者職業相談窓口と新卒応援ハローワークを併設し一体的に運営(兵庫労働局と連携)

#### (ア) 若者しごと倶楽部の運営

a 事業内容 個々の課題に対応するとともに、人材ニーズに合致したキャリア形成による早期就職を支援

- ・キャリアカウンセリング
- ・就職支援セミナー

就活生向け各種セミナー(面接練習、マナー研修等)

フリーター等求職者向けセミナー 等

- ・求人検索、職業紹介

b 対象者 大学生、若年求職者(～39歳)

#### (イ) ミドル世代の就労相談窓口の運営(再掲(P49))

専門的な相談を受ける就労相談窓口を設置し、就職氷河期世代を含む年齢層である、ミドル世代(40～64歳)を対象とした正規雇用化を促進

#### (ウ) シニア世代の就労相談窓口の運営(P51参照)

就労意欲のあるシニア世代(65歳以上)がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう、就労希望者のマッチングを支援

### イ WLB推進企業による魅力発信フェアの開催(5,060千円)(労政福祉課)(再掲(P46))

### ウ 離職者向け合同企業説明会の開催(2,902千円)(労政福祉課)

新型コロナウイルス感染症の影響等による離職者を対象とした合同企業説明会を開催し就職を促進

### エ 離職者等再就職訓練の実施(1,588,345千円)(能力開発課)

離職者の早期再就職を支援するため、多様な職業訓練を民間教育訓練機関等に委託し、実施

(ア) 対象者 ハローワークに求職申込をしている離職者

(イ) コース 223コース

(ウ) 計画定員 4,250人

(エ) 訓練期間 1か月～2年間

## (3) ダイバーシティ&インクルージョンの推進

### ア 外国人労働者の受入れ拡大

#### (ア) 【新】外国人留学生を対象とした人材確保策の展開(7,598千円)(労政福祉課)

留学後も日本に在留し、就業を希望する外国人留学生を対象に合同企業説明会等を開催し、県内での就職を促進

- a 合同企業説明会の開催
  - (a) 場 所 神戸市内1回（神戸市と共催）
  - (b) 対 象 者 令和5年度末卒業予定者
- b 兵庫の企業魅力発信フェア
  - (a) 場 所 大阪市内
  - (b) 対 象 者 日本語能力試験N2(※)以上認定者

※日常的な場面で使われる日本語を理解できるレベル

**(イ) 外国人雇用HYOGOサポートデスクの運営（11,372千円）（労政福祉課）**

県内企業に対し、外国人雇用に対する理解を深め、外国人労働者が在留資格に応じて適正に就労できるよう支援

- a 外国人雇用HYOGOサポートデスクの運営
  - (a) 実施方法 対面・電話等による相談
  - (b) 相談内容 在留資格、外国人雇用制度、業務内容・労務管理上の留意点等
  - (c) 相談体制 雇用相談員2人、専門アドバイザー（予約制）
  - (d) 相談日時 週5日（月～金）、各日10:00～17:00
- b 外国人雇用セミナーの開催
  - (a) 対 象 外国人雇用企業、外国人雇用に関心のある企業
  - (b) 内 容 外国人雇用制度、雇用先進事例の紹介

**(ウ) 【新】外国人留学生採用ワンストップ相談窓口の設置（5,839千円）（国際課）**

外国人留学生の採用を検討する企業や留学生本人からの相談に対応し、高度な技術力や知識を有する外国人留学生の県内就職を促進

- a 外国人留学生採用ワンストップ相談窓口の設置
  - (a) 対象 留学生及び留学生の採用を予定している企業
  - (b) 場所 大学コンソーシアムひょうご神戸内
- b 外国人留学生採用促進セミナーの開催
  - (a) 対象 留学生の採用を検討している県内企業
  - (b) 内容 留学生に対する基本的な理解促進、先進事例紹介等

**(エ) 【拡】技能実習生の技能検定受検機会の充実（4,662千円）（能力開発課）**

（再掲（P43））

**イ 高齢者の雇用・就業の促進（労政福祉課）**

**(7) シニア世代の就労相談窓口の運営（6,578千円）**

就労意欲のあるシニア世代（65歳以上）がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう、就労希望者のマッチングを支援

- a 事業内容
  - ・短時間勤務のマッチング支援
  - ・1日程度の職場見学等の実施

**(イ) シルバー人材センター事業（10,254千円）**

県内34のシルバー人材センターを指導・育成する（公社）兵庫県シルバー人材センター協会の運営を支援

併せて、県内のシルバー人材センター事業の広域連携強化と市町を越えた広域受注開拓を促進する兵庫県シルバー人材センター協会の取組を支援

## ウ 障害者の雇用・就業・定着の促進

### (7) ひょうごジョブコーチ推進事業 (33,816 千円) (労政福祉課)

県独自のジョブコーチ制度により、ジョブコーチが障害者の職場を訪問し、個々の特性を踏まえた専門的な伴走型支援を実施することにより、障害者の就労・職場定着支援を促進

#### a ジョブコーチの養成

国の定める養成研修を実施し、兵庫型ジョブコーチ等を養成

#### b ジョブコーチの派遣

兵庫型ジョブコーチまたは専任ジョブコーチが、障害者が雇用される企業に出向き、障害者および企業の双方に対する支援を実施

### (4) 特例子会社・事業協同組合設立等助成金事業 (14,830 千円) (労政福祉課)

障害者の雇用促進・雇用率向上を図るため、特例子会社等の設立や特例子会社等が新規障害者雇用を行う場合に支援

#### a 支援アドバイザーの設置

特例子会社の設立・運営経験者を委嘱し、派遣による相談支援を実施

#### b 設立等助成

(a) 対象要件 ①中堅・中小企業が特例子会社・事業協同組合を設立し、認定を受けること

②特例子会社・事業協同組合が障害者の新規雇用を行うこと

③特例子会社・事業協同組合が重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者の新規雇用を行うこと

(b) 補助率 ①特例子会社：1/2、事業協同組合：2/3 ②1/2 ③1/2

(c) 対象経費 障害者の雇用に要する施設整備費、備品購入費 等

(d) 補助上限額 ①5,000 千円、②100～1,000 千円、③500～2,000 千円

### (7) 障害者雇用拡大支援事業 (9,864 千円) (労政福祉課)

障害者雇用に対する基礎知識が不十分な中小企業に対し、相談支援及び啓発を実施

#### a 障害者雇用推進員等による相談・派遣

#### b セミナー・企業見学会等の実施

#### c ひょうご障害者ワークフォーラムの開催

就労を希望する障害者やその家族、支援者、障害者の雇用を考える企業を対象としたフォーラムを実施

### (4) 障害者雇用就業・定着拡大推進事業 (49,153 千円) (労政福祉課)

県内 10 箇所の障害者就業・生活支援センターに推進員等を配置し、障害者一人ひとりの適性に応じた就職・職場定着を支援

### (7) 障害者体験ワーク事業 (8,961 千円) (労政福祉課)

中小企業の障害者雇用のきっかけづくりとするため、また障害者の就職への意識醸成のため職場体験等を実施するとともに、障害者雇用促進アドバイザーによる支援や特別支援学校への出前講座・出前ワーク（軽作業）、体験ワーク発表会を実施

(h) 障害者職業能力開発支援事業の実施（73,369千円）（能力開発課）

障害者の職業的自立や社会参加を図るため、障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施

- a 対象者 ハローワークに求職申し込みしている障害者
- b 内容 知識技能習得型訓練、企業実習型訓練、e-ラーニングコース
- c 計法定員 370人
- d 訓練期間 1か月～6か月

(i) 障害者の工賃向上等支援（福祉部）

兵庫県工賃向上計画の目標工賃達成を目指し、障害福祉事業所の仕事開拓、技術指導、新商品開発助成及びインターネット等を活用した授産商品の販路拡大を支援

(j) 農福連携による障害者の就農促進事業（福祉部）

農業の専門家派遣等により障害者の季節就農や農産部二次加工等の多様な福祉的就労を促進

(k) 障害者福祉事業所農業参入推進モデル事業（福祉部）

障害者に対する基礎的な農業技術を訓練・修得する場や機会を広げるため、障害福祉事業所の円滑な農業参入を推進

(l) 【新】農福連携の理解促進（福祉部）

農業者や農業経営体が農福連携への理解を深める機会を提供するとともに、障害福祉サービス事業所と農業者のマッチング等を支援

エ 保護観察対象者等の雇用・定着の促進（労政福祉課）

(1) 刑務所出所者等雇用導入促進事業（7,040千円）

刑務所出所者等を新たに雇用する民間事業者（協力雇用主等）に対して、神戸保護観察所等関係機関と連携して最大4か月間の給与、研修費の一部を助成

- a 補助対象
  - (a) 初めて国の刑務所出所者等就労奨励金の支給対象となった協力雇用主
  - (b) コレワークを通じた矯正施設出所者の雇い入れを原則、初めて行った雇用主
- b 補助額  $(\text{給与}7\text{万円} + \text{研修費}1\text{万円}) \times 4\text{か月} = \text{最大}32\text{万円}$

(2) 保護観察対象者等雇用拡大促進事業（6,755千円）

保護観察対象者等の就労機会を確保するため、保護観察対象者等の雇用基盤整備を行っているNPO法人兵庫県就労支援事業者機構に就労支援員を配置

(3) 保護観察対象者等就労支援プログラム事業（6,364千円）

民間人材教育会社等が保護観察対象者等を1か月間雇用し、神戸保護観察所等関係機関と連携しながら、研修や職場体験、就職支援を実施

- a 実施内容 ビジネス基礎研修（座学）：1週目  
職場体験：2週目～1か月  
就職支援：最大4か月まで

### 3 誰もが生き生き働ける環境づくり

#### (1) 新しい働き方とワーク・ライフ・バランス（労政福祉課）

##### ア 「ひょうご仕事と生活センター」事業等の実施（163,023千円）

ワーク・ライフ・バランス（WLB）の全県的な推進拠点である「ひょうご仕事と生活センター」及び地域拠点（阪神事務所・姫路事務所）において、普及啓発・情報発信、相談、研修企画・実施等に取り組み、多様で柔軟な働き方による働きやすい雇用就業環境を創出。令和4年度に引き続き、テレワーク導入時の技術的な助言や、導入費用の一部助成等を通じて、県内企業のテレワークの取組を支援

##### (ア) 普及啓発・情報発信事業

- a ホームページの運営、情報誌の発行、WLBフェスタや地域シンポジウム（阪神・姫路）の実施 等
- b WLB推進企業の拡大と取組の充実への支援
  - (a) ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言
  - (b) ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定
  - (c) ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰

##### (イ) 相談事業

- a ワンストップ相談の実施、専門家の派遣
- b 従業員意識調査の実施

##### (ウ) 研修企画・実施事業

- a 各企業等の課題等を踏まえた研修の企画・実施
- b キーパーソン養成講座の開催
- c 宣言・認定・表彰企業向け研修会の開催
- d 県民局・県民センターや地域の商工会議所等と連携したセミナーの開催

##### (エ) ひょうごテレワークサポートセンターの運営

企業等におけるテレワークの導入から定着までを総合的にサポートするため、テレワークサポートセンターを運営

- a ICTアドバイザーによる相談対応（テレワークに必要なネットワークシステム、セキュリティシステム、業務の切出し、導入部署・業務の相談、先進事例の紹介 等）
- b 体験相談会の実施

##### イ 中小企業育児・介護代替要員確保支援事業（100,000千円）

育児・介護による離職を防止し、就業継続を支援するため、育児・介護による休業者及び短時間勤務制度利用者の代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成

(ア) 対象労働者 同一企業等に引き続き1年以上勤務していた者 等

(イ) 補助率 代替要員の賃金の1/2

(ウ) 支給上限額 休業コース 月額100千円、総額1,000千円

短時間勤務コース（育児）月額25千円、小学3年生まで

短時間勤務コース（介護）月額100千円、総額1,000千円

##### ウ 仕事と生活の調和推進環境整備支援助成事業（50,000千円）

中小企業のWLB推進のための職場環境整備（ハード整備）を支援するため、整備費

の一部を助成

(ア) 対象経費

- a 女性等様々な人材の職域拡大のための環境整備  
(専用のトイレ・更衣室、高齢者の負担軽減補助機器 等)
- b 多様な働き方を導入するための環境整備  
(事業所内託児スペース 等)

(イ) 補助率 1/2 (上限2,000千円)

**エ テレワーク導入支援助成事業 (38,709千円)**

中小企業のテレワークの導入を促進するため、整備費の一部を助成

(ア) 対象経費 機器購入費、システム・ネットワーク構築費等導入に要する経費

(イ) 補助率 1/2 (上限2,000千円)

**オ 多様な働き方推進に向けた取組 (3,127千円)**

(ア) フォーラムの開催

テレワーク、フレックスタイム等の多様な勤務形態に関する企業の理解を深めるとともに、副業等の新たな働き方に関する先進事例等の情報を共有し、制度導入に向けた意識を醸成

(イ) 「多様な働き方推進会議」の設置・運営

県内中小企業における多様な働き方の浸透・定着を目指すための推進体制を整備し、情報共有を図るとともに、多様な勤務形態の導入促進や新たな働き方の普及に関する方策を検討

**カ 労働者協同組合法の普及啓発 (1,716千円)**

労働者が出資し経営に参画できる労働者協同組合法の施行に伴い多様な就労機会の創出に向けて、事前相談、フォーラム等を実施

**(2) 勤労者福祉の向上 (318,652千円) (労政福祉課)**

**ア 中小企業従業員福利厚生支援事業 (89,354千円)**

中小企業の人材確保を支援するため、(公財)兵庫県勤労福祉協会が運営する中小企業従業員共済制度(ファミリーパック)において、健康分野の福利厚生メニューの補助と加入促進への支援

(ア) 健康分野メニューの補助

- a インフルエンザ予防接種料補助 3,000円/人 (配偶者を含め最大6,000円)
- b 人間ドック利用料補助 20,000円/人 (配偶者を含め最大40,000円)

(イ) 加入促進への支援

a 専門嘱託員による加入促進

加入促進専門嘱託員(2名)を配置し、重点的な加入促進を展開

b 非正規雇用労働者福利厚生加入促進

非正規雇用労働者の福利厚生制度の充実を図るため、会費の1/2を新規加入から3年助成し、加入を促進

## イ 勤労者福祉施設の運営 (244,415 千円)

勤労者をはじめ広く県民に憩いと休養の場や文化、スポーツ、レクリエーション活動の場を提供するため、勤労者福祉施設を運営

名称 (設置年月日)	所在地	設備内容	管理運営団体
中央労働センター (S52. 1. 10)	神戸市中央区	大ホール、小ホール、 視聴覚室、会議室	(公財)兵庫県勤労福祉協会
姫路労働会館 (S61. 11. 18)	姫路市北条	多目的ホール、会議室、視聴覚 室、サークル室、和室、トレー ニング室	(公財)兵庫県勤労福祉協会
丹波年輪の里 (S63. 4. 1)	丹波市柏原町	木の館、クラフト館、アトリエ、 イベント広場、芝生広場	(公財)兵庫丹波の森協会
但馬ドーム (H10. 10. 1)	豊岡市日高町	多目的グラウンド、多目的室、 トレーニング室	(公財)兵庫県勤労福祉協会・全但バス(株)グループ

## (3) 労働環境・労働条件の向上 (78,611 千円) (労政福祉課)

### ア 中小企業における正社員転換・処遇改善支援事業の実施 (2,611 千円)

非正規雇用労働者の正社員転換など処遇改善を推進するため、企業経営者向けのセミナー兼相談会等を実施

### イ 労働環境対策事業 (75,000 千円)

地域の商工会、商工会議所等がコーディネート機能を発揮して、個々の企業では取組が困難な労働環境の整備や勤労者の福祉の向上に共同で取り組む事業を支援

#### (ア) 補助対象事業例

区分	事業例
より働きやすい労働条件の整備	○ワーク・ライフ・バランス推進セミナー ○就業規則作成・見直し相談会」等
職場の安全・安心の確保向上	○労働安全衛生講習会 ○中小製造業の労働事情に関する調査 等
人材の確保・定着と能力向上	○人材育成セミナー ○地域の中小企業が共同で実施する合同就職説明会 等
企業ボランティア活動等の社会貢献活動	○企業ボランティア活動等に関するセミナー 等
働き方改革の推進	○働き方改革と生産性向上セミナー ○働き方改革の推進に関する指導・相談事業 等
外国人材活用による人手不足の解消	○外国人材活用にあたっての人事管理セミナー ○個別相談会 等
健康経営の推進	○従業員の健康増進に資するセミナー ○従業員向けスポーツ講習会 等
ポストコロナ社会に向けたセミナー・研修会・相談会の開催	○テレワーク導入相談会 ○テレワーク導入に必要な労務管理セミナー 等
ICT化の推進による人材確保や労働環境の改善	○ICT化推進に関するセミナー ○WEB説明会・面接の導入 等

(イ) 推進体制の整備

ワーク・ライフ・バランス、働き方改革等労働環境の整備を推進するため、専門員を設置（商工会連合会：1名、商工会議所連合会：2名）

ウ 労働安全衛生教育事業（1,000千円）

労働災害の防止、労働安全衛生意識の高揚等を図るため、職場における労働災害防止やストレスチェック等に関する講習会の開催、教育資料の配布を実施

(4) セーフティネットの整備（3,763千円）（労政福祉課）

ア 離職者生活安定資金融資制度の実施（3,763千円）

自己の責任によらない理由等により離職し、現に求職活動を行っている者に対して、生活資金及び再就職に向けたスキルアップ（技能向上）のための資金を融資

制度名		離職者生活安定資金融資制度		
		一般生活資金	臨時生活資金	再就職支援資金
資金使途		本人及び世帯員の日常生活に必要な資金	本人又は世帯員の臨時的な生活資金	再就職に向けての技能向上に必要な資金
融資条件	連帯保証人	原則不要	必要	必要
	限度額 (償還)	50万円 (2年5か月以内)	30万円 (2年5か月以内)	100万円 (5年以内)
	利率	年1.0%		

(5) 労使団体等との連携強化（労政福祉課）

ア 雇用対策会議等の開催（804千円）

労使団体及び労働関係行政機関との緊密な連携を図り、労働行政を円滑かつ効果的に推進するため、政労使による全県単位の「雇用対策会議」及び県民局・県民センター単位の「地域別雇用対策会議」を開催

(6) 労働情報の収集・提供（14,564千円）（労政福祉課）

ア 労使関係総合調査の実施（984千円）

県内すべての労働組合について、組合数、組合員数等を調査

イ ひょうご労働図書館の運営（13,580千円）

新しい働き方や自律的な求職活動に資する情報、労働運動に関する資料など、労働分野における図書、資料を収集し、広く県民に情報を提供

(7) 蔵書内容 労働法、労働運動、労働事情、経済事情等に関する図書・定期資料、大学紀要など約20万6千冊（うち約4万冊を開架書架に配架）



## IV 国際交流の促進

### 1 多文化共生社会の推進

#### (1) 地域国際化の推進 (67,154 千円) (国際課)

令和2年度改定の「ひょうご多文化共生社会推進指針」に基づき、すべての県民が相互に理解し、共に支え合うことにより、地域への参画と協働を担うことのできる多文化共生社会の実現を推進

#### ア ひょうご多文化共生総合相談センターの運営 (41,740 千円)

国の外国人材受入れ・共生のための総合的対応策を受け、22言語での相談対応、NGOと連携した週末相談を行い、今後、増加が見込まれる外国人県民への生活相談、情報提供を実施

##### (ア) 実施内容

平日：月～金 9:00～17:00 外国人県民インフォメーションセンター

週末：土・日 9:00～17:00 NGO神戸外国人救援ネット

##### (イ) 22言語対応 (相談員対応に加え、電話通訳・翻訳アプリも活用)

日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、韓国語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、マレー語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、ウクライナ語

#### イ 外国人県民安全・安心基盤整備 (1,100 千円)

災害時・緊急時に県等が発信する情報等を翻訳し、外国人県民に多言語で情報伝達できる環境を整備。また、市町や外国人コミュニティ、外国人雇用企業等と連携して地域におけるネットワークづくりを推進するとともに、防災訓練を通じて外国人対応の体制を構築

#### ウ 外国青年の招へい (JETプログラム) (24,314 千円)

(ア) 国際交流事業の企画立案及び助言のために外国青年を国際交流員として招へいし、国際課等に配置

(イ) 外国語教育の充実を図るための、小中学校・高校等における外国語指導助手の配置等について、市町、教育委員会、(一財)自治体国際化協会等と調整を実施

## 2 国際ネットワークの構築

### (1) 国際交流推進基盤の整備・活用（国際課）

在日外国公館・民間国際交流団体・市町等との連携、海外とのネットワーク化を推進するとともに、国際交流の拠点となる施設の運営などを実施

#### ア 国際交流の拠点・ネットワークの形成（331,519千円）

##### (ア) (公財) 兵庫県国際交流協会の活動支援

地域の中核的な国際交流団体として設置された(公財)兵庫県国際交流協会が実施する活動を支援し、県民主体の「草の根交流」を促進

##### (イ) ひょうご国際プラザの運営

外国人の活動支援、日本人の国際理解、県民参加を促進する中核施設として、ひょうご国際プラザを設置・運営

a 場 所 HAT神戸 国際健康開発センタービル2階

b 内 容 国際情報センター(マルチメディアライブラリー、図書資料コーナー)等

##### (ロ) 海外事務所の運営

世界の活力を兵庫へ呼び込む県の総合窓口として、また各種交流の基盤として友好・姉妹州省とのネットワークを強化し、総合的な国際施策を推進するため海外事務所を設置。中小企業の支援ニーズを踏まえ、現地の生の情報やネットワークを活用した県産品の海外販路開拓・拡大など、オンラインだけでは困難な事業に重点化し、運営体制を見直し

a 設 置 数 3か所(ワシントン州、パリ、香港)

※西オーストラリア州については令和5年度から廃止

##### (ハ) 南米との交流促進事業

ブラジル事務所廃止後の南米との交流を促進するため、現地での業務を委託

##### (ニ) 県立淡路夢舞台国際会議場の管理運営

a 県立淡路夢舞台国際会議場の管理運営

淡路島国際公園都市にある淡路夢舞台の中核施設として管理・運営を実施

b 国際会議等の誘致

県立淡路夢舞台国際会議場への国際会議等の誘致を推進

#### イ 旅券事務所の運営（240,598千円）

旅券事務所の申請受付・交付等の事務を行うため、神戸本所、尼崎出張所、姫路出張所、但馬空港窓口を運営し、各窓口において土日開庁を実施(月・火は閉庁)

#### ウ 外国政府機関等との連携（49,607千円）

##### (ア) 外国貴賓・領事団等の接遇

外国貴賓及び友好・姉妹州省首長等の接遇、在関西総領事館、大使館との連絡調整、諸外国からの文書等の翻訳、海外への情報発信を実施

##### (イ) (一財) 自治体国際化協会の活動支援

地方公共団体を主体とした地域の国際化推進事業の支援等を目的として設立さ

れた（一財）自治体国際化協会の活動を支援

(ウ) 外国への情報発信

初版作成から 20 年以上が経過している県紹介パンフレットを全面改定。外国貴賓の来県、国際会議、友好州省等との交流事業等の機会に活用し、県政情報を海外へ発信

(2) 友好・姉妹州省等との交流・促進（国際課）

ア 友好・姉妹州省等との交流推進（11,050 千円）

7つの友好・姉妹州省を中心に世界の各地域との間で、経済、観光、教育、文化、環境、防災等幅広い分野で、双方の課題解決に向けた交流を推進

(ア) 【新】ワシントン州姉妹提携 60 周年記念事業の実施

a 時 期 令和 5 年秋頃（予定）

b 場 所 米ワシントン

c 内 容 ワシントン州政府との交流協議、経済交流事業の実施 等

イ 友好・姉妹提携先等からの訪問団の受入（2,550 千円）

(ア) 受入予定地方 5 地方

〔 広東省(中国)、西オーストラリア州(オーストラリア)、パラナ州(ブラジル)、  
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州(ドイツ)、アントル・エ・ロワール県(フランス) 〕

(イ) 内 容 歓迎行事の開催

ウ 北東アジア地域自治体連合への参画（40 千円）

北東アジア地域の自治体間の相互の信頼関係の構築、交流協力ネットワークの形成、地域全体の発展を目指して、北東アジア地域自治体連合に参画

(3) ウクライナ避難民への支援（国際課）

本県へ一時避難した方々が安心・安全に過ごすことができるよう、生活準備及び日常生活、コミュニティの形成を支援

ア ひょうごウクライナ避難民生活支援金（16 世帯）

イ 【新】ウクライナ避難民対象日本語講座

ウ 【新】県内ウクライナ人コミュニティ形成促進事業

エ 避難民への日常生活コーディネーター設置

オ 公民連携プラットフォーム 「ひょうごウクライナ避難民支援サイト」の運営等

## V 観光による交流人口の拡大

### 1 HYOGOブランドを核とした兵庫観光の振興

#### (1) 【新】兵庫テロワール旅の深化 (27,934 千円) (観光振興課)

令和2年度より造成してきた体験型コンテンツ等について、兵庫テロワール旅のコンセプトに沿った磨き上げ、国内外に通用するコンテンツ化等を支援

##### ア テロワールコンテンツへの磨き上げ

インバウンド誘客への主力へと深化させるため、「兵庫テロワール旅」の中核となり得るコンテンツの選定・更なる磨き上げや環境変化に対応したコンテンツの見直し等を実施

##### (ア)実施内容

- ・テロワールコンテンツの選定やこれまでの開発コンテンツの見直し
- ・専門家及び旅行企画担当者によるコンサルティング及び意見交換
- ・兵庫テロワール旅に沿ったシナリオ作成・ストーリーテラーとなるガイドの育成
- ・ファミトリップ(※)の実施

※観光地の誘致促進のため、ブロッガー、メディアなどに現地を視察してもらうツアー

##### イ 誘客促進

開発したコンテンツについて、OTAやWEB媒体を活用したプロモーションを展開

- ・オンライン旅行社等を活用したプロモーション
- ・ひょうご観光本部公式HP「HYOGO!ナビ」の掲載コンテンツ情報充実
- ・テロワールコンテンツの動画制作、インフルエンサーを活用したプロモーション 等

##### ウ 受入環境整備の支援

体験型コンテンツ開発に必要な環境整備(※)に対して支援

スタンダードコンテンツ	1/2	上限 50 万円
テロワールコンテンツ	2/3	上限 100 万円

※翻訳通訳機導入、キャッシュレス機器整備、E-Bike 導入 など

#### (2) 【新】旅行者の個性、価値観に対応した”尖った”観光 (18,045 千円)

個性・価値観に対応した自分らしい旅を実現出来る”尖った”観光を推進するため、サイクルツーリズム、アニメツーリズムなど各地域の魅力を生かしたテーマ性のあるツーリズムを展開

##### ア サイクルツーリズム (観光振興課)

これまでの講習会やセミナーで培ったサイクルツーリズム事業者の機運を活かし、早期収益化を目指す事業者を選定の上、地域探訪型サイクルツーリズム商品を造成

(ア) 選定事業者への現地指導、オンラインサポートなどの伴走支援

(イ) 旅行会社・OTAを通じた販売の促進(ファミトリップへの招聘、WEBを活用したプロモーション等)

##### イ アニメツーリズム (観光振興課)

兵庫ゆかりの作品が新たに生まれる機会の提供や、ファンの価値観への共感をもとにした新たな交流機会を創出するため、アニメツーリズム検討会(仮称)を設置

#### ウ ロケツーリズム（観光振興課）

多彩な景観や建造物を活かし、県内フィルムコミッションや市町と連携し、ロケの誘致・支援に取り組むとともに、ロケ巡りツアーを創出

- (ア) 映像制作者からのロケ適地相談の対応、地元関係者との調整等のロケハン・ロケ支援
- (イ) ロケ支援 NET 専用ホームページによるロケ地情報等の発信

#### エ ゴルフツーリズム（観光振興課）

本県が有する全国有数のゴルフ場数、温泉地への近接性等を活かし、県内各地のゴルフ場と観光コンテンツを組み合わせたゴルフツーリズムを推進

#### オ ヘルスツーリズム（淡路県民局）

海、温泉、文化、食とコラボし、旅をきっかけとして健康になる「ヘルスツーリズム」（運動×休養×栄養×癒し（例：アニマルセラピーなど）コンテンツの造成）を推進

#### カ 防災ツーリズム（危機管理部）

防災施設（人と防災未来センター、広域防災センター等）や震災遺構、観光資源を複合的に組み合わせたツアーを創出

#### キ テロワールコンテンツへの磨き上げ（観光振興課）（再掲（P61））

### （3）【拡】首都圏での誘客プロモーションの展開（11,950千円）

本年7月から9月にかけて実施する兵庫デスティネーションキャンペーンなど、県への誘客イベントと連動した首都圏プロモーションを展開し、「HYOGOブランド」を確立

#### ア 「観光×特産品」の首都圏プロモーション（観光振興課）

本物の文化・体験を好む層をターゲットに、セレクトショップにおいて、兵庫ならではの伝統工芸品等の特産品のテスト販売と、それらに関連する「兵庫テロワール旅」体験コンテンツのプロモーションを実施

#### イ 【新】兵庫県ゆかりの企業とタイアップした首都圏プロモーション（企画部）

首都圏における兵庫の魅力発信力を強化するため、兵庫県ゆかりの企業が運営する店舗を県のアンテナショップとして認証し、兵庫デスティネーションキャンペーン等の観光施策と認証店実施のイベントを連携させたプロモーション等を実施

### （4）物産の強みを活かした兵庫五国の魅力発信（60,384千円）（観光振興課）

#### ア 観光特産品ブランド構築の促進

各地の観光特産品の販路拡大及び認知度向上を図るため、「五つ星ひょうご」をはじめとする本県の特産品ブランド構築を促進

- (ア) 観光特産品の販路拡大（ECサイトのプロモーション、首都圏等での展示販売）
- (イ) 観光特産品の認知度向上（様々な広報媒体を活用した特産品PR）
- (ウ) 観光特選品ブランドの普及促進（内覧会（商談会）・販売会開催）

#### イ ひょうごふるさと館の運営

県内特産品の振興を図るため、「ひょうごふるさと館」（神戸阪急新館5階）の設置運営や各地での物産展の開催などにより、特産品の販路拡大と情報発信を実施

(5) 県内観光需要の喚起（観光振興課）

ア ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイド 【令和4年度繰越 7,054,892 千円】

県内旅行・宿泊業のコロナ禍からの回復を継続支援するため、①県内旅行・宿泊代金の割引支援、②旅行期間中に使用可能なクーポン券の配布を実施

・制度概要

区分	旅行・宿泊代金割引	クーポン券配布
概要	兵庫県への旅行・宿泊代金の割引を支援	兵庫県内のお土産店や観光施設等で利用できるクーポン券を配布
支援額	旅行・宿泊代金の20% (上限)交通付宿泊旅行 5,000 円/人・泊 上記以外 3,000 円/人・泊	平日 2,000 円/人・泊 休日 1,000 円/人・泊
期間	令和5年3月31日(金)～令和5年6月30日(金)※R5.4.29～5.7旅行宿泊分を除く	

イ【新】スキー場周辺地域のスポーツ・文化合宿の誘致促進(15,000 千円)

少雪の影響を受けているスキー場周辺地域における宿泊需要をグリーンシーズンに取り戻すため、スポーツ・文化関連の合宿誘致を支援

(ア)対象 県内外の学生・社会人の団体旅行 ※延べ5人泊以上であること

(イ)期間 令和5年4～10月

(ウ)補助額 2,000 円(1泊・1人) ※上限30万円/団体

2 観光を通じて地域が循環するエコシステムの構築

(1)【拡】ユニバーサルツーリズムの推進(38,791 千円)

新たに制定した「高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例(令和5年4月1日施行)」に基づき、人材育成等の観光関連事業者の受入体制の充実、情報を得られる機会の確保、気運醸成等の取組を推進

ア ソフト対策支援(13,291 千円)(観光振興課)

(ア) ひょうごユニバーサルツーリズム推進連絡会の開催

(イ) 人材育成の充実

a ユニバーサルツーリズムコンシェルジュの育成

旅行者や観光事業者からの相談に対応するなど、ユニバーサルツーリズムの普及促進を図るコンシェルジュを育成

(a) 対象者 旅行業者、観光協会、地域のUT拠点等

(b) 内容 座学講習・ワークショップ、実務講習

b 観光地人材のおもてなし力強化

宿泊施設等観光産業に関わる経営管理層の理解と実践を促すトップセミナーを開催するとともに、従業員に対し、高齢者・障害者等への接し方等おもてなし力習得に関するセミナーを実施

- (a) 対象者 宿泊施設、観光施設、飲食店、お土産店、バス・タクシー事業者等
- (b) 内容 トップセミナー、おもてなし研修
- (ウ) 備品整備等の支援
  - ユニバーサルツーリズムの推進に積極的に取り組む宿泊施設に対し、高齢者・障害者等の受入に必要となるソフト対策経費を支援
  - a 補助対象 宿泊施設(UT取組宣言を行い、かつ、基準を満たす宿泊施設)
  - b 対象経費 聴覚障害者向けルームランプ・筆談タブレット等備品購入費、従業員接遇資格取得経費 等
  - c 補助金額 上限 30 万円
  - d 補助率 1/2
- (エ) ユニバーサルツーリズムの拡大に向けた情報発信
  - a 新制度の周知
    - 宿泊施設の宣言・登録制度等の新制度を発信するため、ロゴマークデザインの活用及びリーフレットの作成を実施
  - b モニターツアーの実施
    - 具体性を持ってPRするため、障害種別に応じたモニターツアーを実施
  - c 旅行者・観光業者へ訴求する動画等の制作

#### イ ハード整備（バリアフリー改修）の支援（25,500 千円）（まちづくり部）

ユニバーサルツーリズムの推進に積極的に取り組む宿泊施設に対し、福祉のまちづくり条例に規定する特定施設整備基準と同等以上のバリアフリー化を行うハード整備経費を支援

### (2) 観光地域づくり人材育成事業（11,200 千円）（観光振興課）

#### ア 観光実務人材確保・育成事業

観光産業を支える人材の確保に向けて、地域が主体となり観光産業のやりがいや魅力の情報発信を行い、業界のイメージアップを図る取組を支援

#### イ 中核観光人材育成事業

兵庫県在住・在学の大学生を対象とした「ひょうご大学生観光局」の実施等、実際のプロジェクトをもとに現場思考で観光マーケティングについて学ぶ機会を設け、将来の観光産業を支える中核観光人材を養成

#### ウ 芸術文化観光専門職大学との連携事業

芸術文化観光専門職大学と連携し、観光事業者や観光業界を目指す若者向けセミナー等を展開し、魅力ある観光地づくりや旅行・宿泊業の人材確保を支援

### (3) 「ひょうご観光本部」の体制整備・運営支援(83,176 千円)（観光振興課）

観光をめぐる経済・社会環境の変化に対応したツーリズム振興による多彩な地域づくりを図るため、公民連携の中核となる（公社）ひょうご観光本部の事業活動を支援

#### (4) 旅行業の登録事務等 (119 千円) (観光振興課)

旅行業者の健全な育成を通じて消費者保護を図るため、旅行業法に基づき旅行業者の登録事務(新規登録、更新登録、変更登録等)を実施

### 3 誘客契機を捉えた戦略的プロモーションの展開

#### (1) 兵庫デスティネーションキャンペーン(DC)の展開 (75,000 千円) (観光振興課)

JR 全国6社とタイアップし、地域に根差した食や産業、文化を深く体験する「兵庫テロワール旅」をテーマに、兵庫デスティネーションキャンペーンを展開

- ・事業主体 兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会
- ・テーマ 「兵庫テロワール旅ー 私の感動、その先へ。ー」
- ・総事業費 3億円 (負担割合 県:市町=1:1)
- ・実施方法 兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会へ負担金支出
- ・全体スケジュール

年度	時期	主要事業
令和4年度	7～9月	・プレキャンペーン(JR 西日本と実施) ・全国宣伝販売促進会議の開催
令和5年度	7～9月	・本キャンペーン(JR 6社と実施)

- ・本キャンペーンの主な内容

区分	主な内容
①旅行商品の造成・販売	・プレDCを踏まえたコンテンツの磨き上げ ・「兵庫テロワール旅」コンセプトに沿った宿泊プラン販売
②観光列車の運行	・「WEST EXPRESS 銀河」「兵庫テロワール旅号」「うみやまむすび」「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」等の特別運行
③プロモーション	・JR6社主要駅等での情報発信(5連貼ポスター掲出、ガイドブック配布、特設サイトやSNSでの発信等)
④周遊促進	・全県乗り放題パス、観光MaaSアプリを活用した周遊パスの販売、リカー特別プランの販売等
⑤事業者連携	・老舗弁当製造者と大学生によるDC特製弁当の開発・販売

#### (2) 兵庫ゆかりの地を巡る「観光×特産品」誘客キャンペーンの実施

【令和4年度繰越7,000千円】(観光振興課)

兵庫デスティネーションキャンペーン(DC)を見据え、首都圏在住者に本県の歴史や文化に関する魅力を発信する取組を実施

- (ア)実施内容
- 東京駅等ターミナル駅周辺での観光、特産品情報の発信
  - 兵庫ゆかりの都内名所を巡るデジタルスタンプラリー

(イ)実施時期 令和5年6月頃に3週間程度(DC開始直前)

#### (3) ローカルエアーで結ぶ地方観光のネットワーク化事業 (5,400 千円) (観光振興課)

国内観光の本県シェア拡大に向け、ローカル to ローカルの旅行市場を活性化するため、



神戸・伊丹・但馬空港を中核に、国内線就航先 DMO 等との“相互送客”ネットワークを構築する。

- (7) 実施内容
- a 就航地連携サミットの開催
  - b 国内就航地と連携したツアー商品造成・相互送客プロモーション

**(4) インバウンド高付加価値旅行者へ対応した商品の創出【令和4年度繰越49,000千円】**  
(観光振興課)

水際対策の緩和により回復基調のインバウンド需要を確実に取り込むため、高付加価値旅行者<sup>(※)</sup>をターゲットとした取組を実施

- (7) 事業内容
- a 古民家宿泊地施設と地域コンテンツを活用したモデルツアー開発
  - b 高付加価値旅行者向けガイド等の作成
  - c ヘリ・小型クルーズ船・レンタカーを活用したプラン開発
  - d 海外向けプロモーションの実施

※着地で一人当たり1回の旅行で100万円以上消費する旅行者

**(5) 【拡】インバウンドプロモーションの展開(51,800千円)(観光振興課)**

各国・地域の嗜好を踏まえ適したコンテンツを開発・活用し、多言語ウェブサイト、SNS等の活用や海外現地旅行会社、メディアとのネットワーク構築強化等のプロモーションを展開し、兵庫の認知度を向上

- ア 海外有力旅行会社のファムトリップ受入れ
- イ 海外旅行商談会への出展
- ウ 多言語サイトのリニューアル
- エ 国際交流事業や万博関連事業と連携した海外現地プロモーション

**(6) 【拡】広域観光の展開(観光振興課)**

**ア 広域観光誘客事業の実施(22,000千円)**

関西と瀬戸内の結節点である立地を活かし、大阪・関西万博を見据えたコンテンツ開発や広域観光ツアーを造成し、広域観光エリアを形成

- (7) コンテンツ開発
- 大阪府との連携による双方の観光素材を活かしたモデルツアーの造成等を実施
- (イ) 観光プロモーション
- ツーリズム EXPO ジャパン 2023 への出展によるプロモーションを実施

**イ 万博プラス関西観光推進事業の実施(5,000千円)**

2025年大阪・関西万博の来場者を関西広域での観光へとつなげるため、万博のテーマ等を踏まえたコンテンツや広域観光ルートを造成

- (7) 実施内容
- ・旅行商品、テーマで巡るコンテンツの造成
  - ・「万博プラス関西観光」のPR
  - ・関西の観光案内所等の連携強化、万博会場における関西観光情報の提供等、旅ナカ・サポート

- ・ワンストップで関西の観光情報を入手できる Web ゲートウェイの構築等

#### ウ セとうち DMO への参画 (16,650 千円)

瀬戸内地域の 7 県及び民間事業者により構成される DMO (一社) セとうち観光推進機構における広域連携の取組に参画することにより、本県への誘客を促進

(ア) 構成県 兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県

(イ) 事業内容

- a 独自インターネットメディア「Seteuchi Reflection Trip(海外向け)」「瀬戸内 Finder (国内向け)」による情報発信
- b 海外市場別プロモーションの実施や受入環境整備の促進
- c 瀬戸内の魅力 (クルーズ・食・サイクリング・アート等) に応じた商品開発

#### (7) 兵庫観光の魅力発信 (21,697 千円) (観光振興課)

##### ア 伊丹空港における県観光・物産情報コーナーの運営 (13,697 千円)

国内観光客の本県への誘客を促進するため、国内基幹空港である伊丹空港において、県観光・物産情報等を発信

(ア) 設置場所 伊丹空港ターミナルビル 2 階到着口正面付近

- (イ) 事業内容
- a デジタルサイネージ、タブレット端末、VR 動画装置による観光案内
  - b ひょうご特産品自動販売機
  - c 観光情報提供・相談・案内

##### イ 観光 WEB サイトの充実強化事業 (8,000 千円)

観光客ニーズの的確な把握、ニーズに沿った情報発信を行うため、双方向情報発信可能で利便性の高い機能を有する情報プラットフォームを運営

#### (8) インバウンド受入体制の整備 (11,144 千円) (観光振興課)

(ア) 訪日教育旅行誘致・受入促進

若年層の交流拡大による国際理解の増進とリピーターづくりを図るため、海外からの教育旅行の誘致・受入を推進する専門員を配置

- a 配置人数 3 人 (学校コーディネーター 1 人、学校交流プランナー 2 人 (中国語・英語))
- b 配置場所 (公財) 兵庫県国際交流協会

(イ) 関西国際空港内案内所の運営

関西等の 14 府県市と共同で、関西国際空港内に観光案内所を設置し、外国人旅行者からの相談に対応するとともに、広報を実施

- a 設置場所 関西国際空港第 1 ターミナル 1 階 国際線空港ロビー

#### (9) 第 10 回日中韓観光大臣会合【令和 4 年度繰越 21,822 千円】(観光振興課)

日本・中国・韓国 3 カ国間の観光交流と協力の一層の強化や人的交流の拡大を目的として、3 カ国持ち回りで開催

(ア) 期 間：令和 5 年 11 月以降の開催で調整中 ※3 日間

(イ) 場 所：淡路市 (淡路夢舞台国際会議場/グランドニッコー淡路)

(ウ) 参加者：約 350 名 (政府関係者、業界関係者、地元関係者)

(エ) 県主催行事：地元主催歓迎晩餐会 (1 日目夜)、県内観光地視察 (3 日目)

産業労働常任委員会資料

令和5年5月25日

# 令和5年度労働委員会事務概要

労働委員会事務局

## 目 次

1 組 織	3
2 予 算	5
3 業 務	6
4 令和4年の業務実績	9
(参考)	
1 令和4年の取扱事件の状況	10
2 調整事件・不当労働行為事件の年別取扱件数の推移	14

# 1 組 織

労働委員会は、労働組合法に基づき国（中央労働委員会）と都道府県（都道府県労働委員会）に設けられ、主として、労働組合と使用者との間の紛争を解決するための専門的な行政機関（行政委員会）である。

兵庫県労働委員会の組織は、次のとおりである。

## (1) 委 員 会

### ア 構 成

労働委員会は、公益の代表者（公益委員）、労働者の代表者（労働者委員）、使用者の代表者（使用者委員）の三者から成り、当委員会は、公・労・使各側7人ずつの計21人の委員で構成されている（現在の委員は2ページのとおり）。委員は非常勤で、任期は2年である。

委員の任命は、労働者委員は労働組合の推薦、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、それぞれ知事が行う。

また、労働委員会を代表する会長は、委員により公益委員の中から選ばれる。

### イ 会 議

労働委員会は、合議制による運営を原則としている。

委員全員が出席する総会では、委員会の基本的事項の決定を行うとともに、取扱事件の報告を受ける。また、公益委員のみが出席する公益委員会議では、不当労働行為の成否の判定、労働組合の資格審査等を行う。

総会は、通常毎月2回開催され、公益委員会議も、通常総会開催日に開催される。

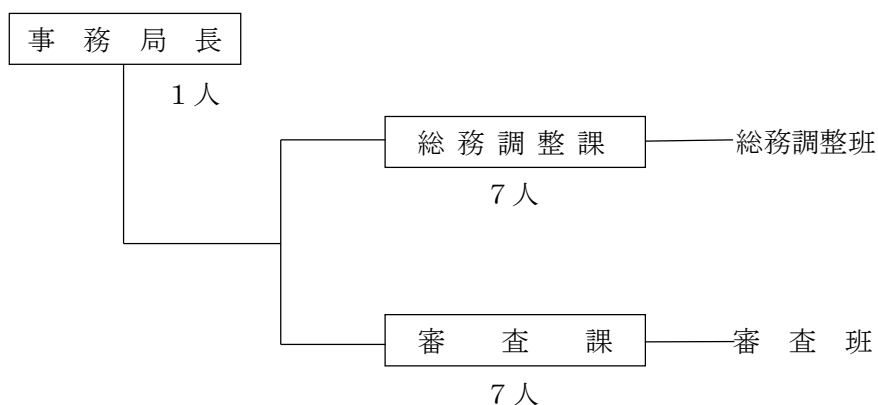
## (2) あっせん員候補者

当委員会では、労働争議のあっせんを行うため、現職の委員をはじめ、計33人のあっせん員候補者を委嘱している。

## (3) 事 務 局

当委員会には、その事務を処理するため、事務局が設けられており、次図のとおり、事務局長の下に総務調整課及び審査課の2課が置かれ、職員数は事務局長以下15人である。

〈事務局機構図〉



## 兵庫県労働委員会委員

令和5年5月1日現在（50音順）

◎印は会長、○印は会長代理

区 分	氏 名	現 職
公 益 委 員	浅 田 修 宏	弁護士
	大 内 伸 哉	神戸大学大学院法学研究科 教授
	岡 秀 次	公益財団法人神戸いきいき勤労組合（パル）人材センター北区センター所長 ※
	○関 根 由 紀	神戸大学大学院法学研究科 教授
	林 亜 衣 子	弁護士
	藤 森 泰 宏	公益財団法人兵庫県生きがい創造協会副理事長兼事務局長 ※
	◎米 田 耕 士	弁護士
労 働 者 委 員	奥 村 比 左 人	三菱重工グループ労働組合連合会神船地区本部 顧問
	尾 野 哲 男	JAMオークラ輸送機労働組合 組合長
	那 須 健	関西電力労働組合 特別執行委員
	長 谷 川 尚 吾	日本製鉄広畑労働組合 組合長
	服 部 圭 司	全日本自治団体労働組合兵庫県本部 特別執行委員
	原 健 二	UAゼンセン兵庫県支部 支部長
	森 山 政 行	山陽電気鉄道労働組合 執行委員長
使 用 者 委 員	河 野 忠 友	カワノ株式会社 代表取締役社長
	白 石 順	株式会社サージ・コア 顧問
	武 井 宏 之	学校法人武井育英会育英高等学校 理事長
	坪 田 一 夫	姫路経営者協会 相談役
	林 直 樹	兵庫県経営者協会 専務理事
	吉 田 達 樹	日清鋼業株式会社 顧問
	和 田 直 哉	近畿工業株式会社 会長

※印は元職を示す。

## 2 予 算

当委員会の令和5年度の当初予算額は201,024千円であり、その内訳は次のとおりである。

〈令和5年度当初予算額一覧〉

(款) 労働費

(項) 労働委員会費

(目) 労働委員会費

(単位：千円)

事 項 名	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	摘 要	
委員等報酬	72,609	72,609	労働委員会委員報酬及びあっせん員報酬	
事務局職員費	122,598	120,142	労働委員会事務局職員費	
労働委員会 運 営 費	8,725	8,273	1 調整及び審査事件処理費	1,981
			調整事件	33
			審査事件	1,948
			2 総会等諸会議開催費	1,959
			3 委員活動費	453
			4 事務局維持運営費	3,880
計	203,932	201,024		

### 3 業 務

当委員会の主な業務である労働争議の調整、労働争議の実情調査、不当労働行為事件の審査及び労働組合の資格審査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 労働争議の調整

労働組合と使用者との間で生じた紛争は、当事者が自主的に解決するのが原則であるが、何らかの事情で自主的に解決することができない場合がある。このような場合に、労働委員会は、当事者の申請又は会長の職権に基づいて労使の間に入り、賃金等の労働条件や団体交渉を行ううえでの手続等に関する主張の不一致（「労働争議」）を解消し、紛争を解決に導く「調整」を行う。

労働関係調整法は、この「調整」の手続として、あっせん、調停、仲裁の三つを定めているが、ほとんどの場合、あっせんが利用されている。

あっせんは、通常、当事者である労使いずれか一方の申請により開始される。

あっせんでは、あっせん員（通常、公・労・使各側から1人ずつの3人）が、まず、労使双方の当事者から事情を聴取し、主張の不一致点等を整理・確認してあっせんの進め方を協議し、続いて、労使の当事者それぞれと個別に折衝して助言や説得を行いあっせん案を提示する、という手続で進められ、労使双方が合意に達した場合は、争議が解決したものとして、あっせんは終結する。

また、申請者があっせんを必要としなくなった場合は「取下げ」、あっせん開始前に被申請者があっせんを行うことに同意しなかった場合や、あっせん案を労使双方が受諾しなかった場合は「打切り」となる。

#### (2) 労働争議の実情調査

県民の日常生活に欠くことのできない運輸・医療等の公益事業で労働争議が発生したとき、又は公益事業以外の事業で発生した労働争議で会長が必要と認めたときは、争議の実情を調査する。

#### (3) 不当労働行為事件の審査

労働組合法は、使用者に対し、労働組合の組合員であること等を理由とした不利益取扱い、団体交渉拒否あるいは労働組合への支配介入などの一定の行為を不当労働行為として禁止するとともに、これら禁止行為が行われた場合の労働委員会による救済手続を定めている。

不当労働行為の審査は、労働組合又は労働組合員等からの救済申立てにより開始される。そして、公益委員の中から選ばれた審査委員と労・使各側の参与委員が、まず、調査を行い、主張や証拠を整理し、続いて、審問により、書証や証人尋問等の証拠調べをするという手続で進められる。

審問が終了すると、公益委員会議において、労・使各側の参与委員の意見を聴いたうえで、公益委員の合議により、不当労働行為の成否や救済の要否の判定を行い、救済又は棄却の命令を発する。

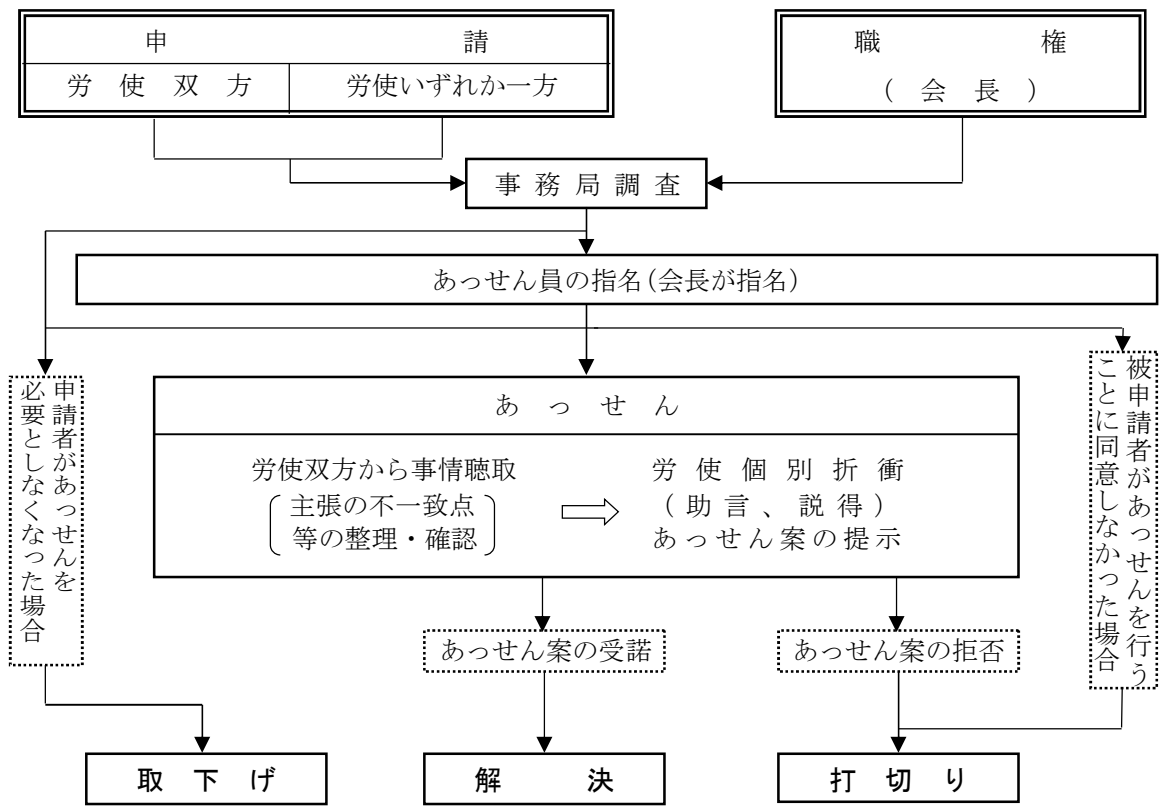


また、紛争の早期・実質的解決、労使関係の円滑化に資すると考えられる場合、審査の途中において、当事者に和解を勧めることもある。そのほか、申立ての要件を欠く場合等の申立ての却下や申立人からの取下げにより終結する場合がある。

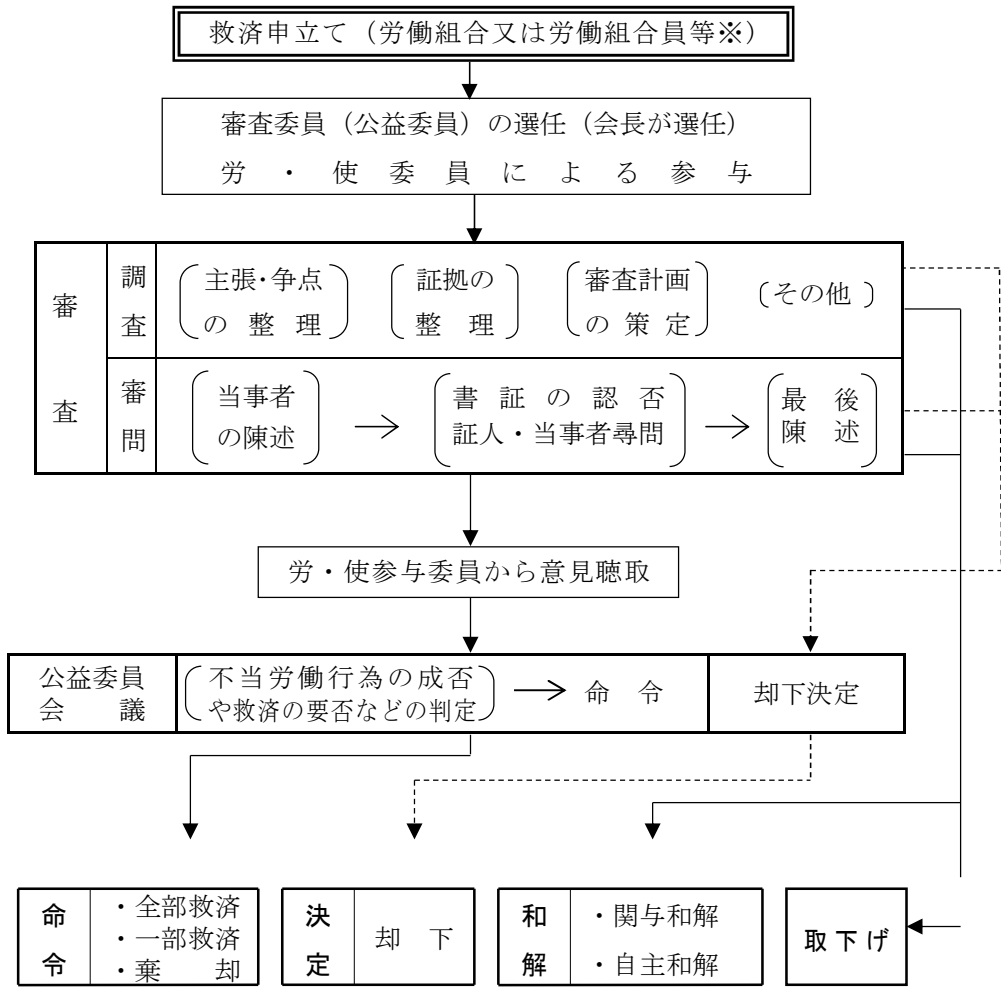
#### (4) 労働組合の資格審査

労働組合は自由に結成することができるが、不当労働行為の救済を申し立てる場合や、法人登記をしようとする場合、労働組合が労働委員会の労働者委員を推薦しようとする場合等においては、労働委員会に証拠を提出して、労働組合法に定める要件に適合していることを立証することが必要とされており、労働組合からの申請に基づき、労働組合がこの要件を備えているかどうかを審査する。

〈図1 労働争議のあっせんの流れ〉 (注)この図における「労使」とは、労働組合や争議団と使用者をいう。



〈図2 不当労働行為事件の審査の流れ〉 ※「労働組合員等」とは、労働組合員、又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとする者をいう。



## 4 令和4年の業務実績

### (1) 労働争議の調整

取扱件数は4件（繰越1件、新規3件）で、全てあっせんであった。  
また、終結件数は3件で、解決が1件、打ち切りが2件であった。  
令和5年への繰越しは1件であった。

### (2) 労働争議の実情調査

取扱件数は155件（新規155件）で、終結件数は130件であった。  
令和5年への繰越しは25件であった。

### (3) 不当労働行為事件の審査

取扱件数は11件（繰越8件、新規3件）であった。  
また、終結件数は8件で、命令・決定が3件、和解・取下げが5件であった。  
令和5年への繰越しは3件であった。

### (4) 労働組合の資格審査

取扱件数は15件（繰越7件、新規8件）で、終結件数は12件であった。  
令和5年への繰越しは3件であった。

〈事件取扱状況〉

（単位：件）

区 分		労働争議		不当労働行為 事件の審査	労働組合の 資格審査
		調 整	実情調査		
取 扱 件 数	3 年	8 (7)	116 (116)	10 (3)	21 (14)
	4 年	4 (3)	155 (155)	11 (3)	15 (8)
終 結 件 数	3 年	7 (6)	116 (116)	2 (1)	14 (12)
	4 年	3 (2)	130 (130)	8 (1)	12 (6)

(注) 1 件数は、暦年（1月～12月）による。

2 ( ) 内は、新規取扱件数で内数である。

参 考

1 令和4年の取扱事件の状況

(1) 労働争議の調整

表1 調整事項別件数

(単位：件)

調整事項		年	
		3年	4年
労働組合の承認・活動		—	—
協約の締結・改定		—	—
協約の効力・解釈		—	—
賃 金 等	賃金増額	—	1
	一時金	2	2
	諸手当	1	—
	退職金	—	—
	その他	1	1
小計		4	4
賃 金 以 外 の 条 件	労働時間	—	—
	休日・休暇	—	—
	その他	—	—
	小計	—	—
経 営 又 は 人 事	事業廃止・縮小	—	—
	人員整理	—	—
	配置転換	1	—
	解雇	3	—
	その他	1	—
小計		5	—
福利厚生		—	—
団交促進		8	4
その他		3	2
計		20	10

(注)

1 本表を含めて、表は全て1月から12月までの暦年による数値である。

2 同一事件で複数の調整事項があるものがあるため、本表の合計は前ページの〈事件取扱状況〉記載の取扱件数と一致しない。

表2 申請者別件数

(単位：件)

年	申請者			
	労働組合	使用者	双方	計
3年	8	—	—	8
4年	4	—	—	4

表3 地区別件数

(単位：件)

年	地区										
	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
3年	4	1	2	—	—	—	—	1	—	—	8
4年	2	—	—	1	—	—	—	1	—	—	4

表4 業種別件数

(単位：件)

年	業種	製造	運輸、郵便				卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サー ビス	公務	その他	計
			旅客 運送	貨物 運送	郵便	その他							
3年	—	—	—	1	—	1	—	1	2	2	—	1	8
4年	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	2	4

表5 企業規模別件数

(単位：件)

年	企業規模	不明	49人	50～	100～	200～	300～	500～	1,000人	計
			以下	99人	199人	299人	499人	999人	以上	
3年	—	—	1	3	—	—	1	3	—	8
4年	—	—	3	—	—	—	1	—	—	4

表6 終結区分別件数

(単位：件)

年	終結区分	解決	取下げ	打切り	計
		3年	1	1	5
4年	1	—	2	3	

## (2) 労働争議の実情調査

表7 事業区分別件数

(単位：件)

年	事業区分	公益事業（労働関係調整法第8条）							公益事業 以外の 事業	計
		運輸			郵便、 信書便、 電気通信	水道、 電気、 ガス供給	医療、公衆衛生			
		旅客 運送	貨物 運送	その他			医療	公衆 衛生		
3年	13	49	44	1	—	5	4	—	116	
4年	15	68	64	1	—	6	1	—	155	

### (3) 不当労働行為事件の審査

表8 申立事項別件数

(単位：件)

申立事項	年	3年	4年
	1号 (不利益取扱い)		—
2号 (団体交渉の拒否)		6	4
3号 (支配介入)		—	—
4号 (報復的不利益取扱い)		—	—
1号と2号の複合したもの		—	1
1号と3号の複合したもの		—	—
2号と3号の複合したもの		1	3
1号と2号と3号の複合したもの		2	2
1号と3号と4号の複合したもの		1	1
1号と2号と3号と4号の複合したもの		—	—
計		10	11

(注) 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

表9 申立人別件数

(単位：件)

申立人 年	労働組合	労働組合員等	労働組合と 労働組合員等	計
3年	10	—	—	10
4年	11	—	—	11

表10 地区別件数

(単位：件)

地区 年	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
	3年	5	3	1	—	—	—	1	—	—	—
4年	5	4	1	—	—	—	1	—	—	—	11

表11 業種別件数

(単位：件)

業種 年	製造	運輸、郵便				卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サー ビス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便	その他							
3年	—	1	4	—	—	—	1	1	1	1	1	10
4年	—	1	4	—	—	—	2	—	2	1	1	11

表12 企業規模別件数

(単位：件)

年	企業規模							計
	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	
3年	4	3	—	—	1	2	—	10
4年	3	4	—	—	—	4	—	11

表13 終結区分別件数

(単位：件)

年	命 令 ・ 決 定					和 解 ・ 取 下 げ				計
	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計	関 与 和 解	自 主 和 解	取 下 げ	小 計	
3年	—	—	—	—	—	1	1	—	2	2
4年	—	2	1	—	3	5	—	—	5	8

表14 終結事件係属日数

(単位：日)

終結区分	最 長		最 短		平 均	
	3 年	4 年	3 年	4 年	3 年	4 年
命 令 ・ 決 定	—	645	—	487	—	587
和 解 ・ 取 下 げ	600	547	253	169	427	362
総 平 均					427	447

## (4) 労働組合の資格審査

表15 申請理由別件数

(単位：件)

年	申請理由				計
	不当労働行為の救 済申立てのため	法人登記のため	労働委員会の 委員推薦のため	労働者供給事業 許可申請のため	
3年	10	—	11	—	21
4年	10	—	4	1	15

2 調整事件・不当労働行為事件の年別取扱件数の推移

表16 年別取扱件数

(単位：件)

年	区分	労働争議の調整		不当労働行為事件の審査	
		取扱件数	最終件数	取扱件数	最終件数
昭和21～23年		65 (56)	55	37 (34)	31
	24	21 (20)	20	18 (15)	16
	25	35 (34)	34	25 (23)	17
	26	37 (36)	36	24 (19)	21
	27	34 (33)	32	21 (15)	18
	28	43 (41)	41	28 (25)	24
	29	41 (39)	41	25 (21)	18
	30	45 (45)	44	19 (12)	16
	31	29 (28)	27	17 (14)	11
	32	30 (28)	29	13 (7)	13
	33	25 (24)	24	18 (18)	14
	34	24 (23)	22	17 (13)	10
	35	20 (18)	18	15 (8)	10
	36	30 (28)	30	18 (13)	13
	37	33 (33)	33	15 (10)	10
	38	37 (37)	36	13 (8)	12
	39	53 (52)	53	15 (14)	11
	40	63 (63)	63	16 (12)	11
	41	57 (57)	57	14 (9)	8
	42	72 (72)	72	12 (6)	6
	43	48 (48)	47	23 (17)	11
	44	45 (44)	43	24 (12)	8
	45	45 (43)	43	27 (11)	13
	46	58 (56)	58	30 (16)	17
	47	47 (47)	46	32 (19)	18
	48	40 (39)	40	33 (19)	16
	49	42 (42)	42	32 (15)	20
	50	60 (60)	59	42 (30)	17
	51	60 (59)	58	50 (25)	28
	52	79 (77)	79	44 (22)	17
	53	42 (42)	38	44 (17)	12
	54	34 (30)	33	56 (24)	14
	55	40 (39)	40	70 (28)	24
	56	36 (36)	36	60 (14)	24
	57	25 (25)	24	52 (16)	12
	58	31 (30)	30	68 (28)	30
	59	24 (23)	23	56 (18)	15
	60	19 (18)	17	54 (13)	13
	61	13 (11)	12	49 (8)	14
	62	30 (29)	26	49 (14)	14
	63	16 (12)	16	45 (10)	12
平成元年	2	12 (12)	12	43 (10)	13
	3	14 (14)	14	38 (8)	9
	4	9 (9)	9	35 (6)	20
	5	16 (16)	15	26 (11)	4
	6	14 (13)	13	35 (13)	9
	7	14 (13)	12	37 (11)	10
	8	21 (19)	19	32 (5)	6
	9	14 (12)	11	34 (8)	8
	10	19 (16)	18	33 (7)	12
	11	22 (21)	21	35 (14)	13
	12	18 (17)	18	29 (7)	5
	13	23 (23)	20	41 (17)	18
	14	20 (17)	18	31 (8)	16
	15	18 (16)	18	26 (11)	9
	16	23 (23)	23	23 (6)	7
	17	16 (16)	15	22 (6)	9
	18	21 (20)	21	20 (7)	16
	19	18 (18)	17	8 (4)	5
	20	24 (23)	22	13 (10)	7
	21	24 (22)	21	13 (7)	9
	22	37 (34)	35	20 (16)	8
	23	26 (24)	20	25 (13)	13
	24	39 (33)	37	21 (9)	13
	25	23 (21)	23	18 (10)	7
	26	32 (32)	25	21 (10)	11
	27	30 (23)	27	23 (13)	13
	28	11 (8)	9	19 (9)	9
	29	16 (14)	16	16 (6)	10
	30	22 (22)	19	16 (10)	8
令和元年	2	21 (18)	19	20 (12)	10
	3	13 (11)	11	17 (7)	11
	4	18 (16)	17	19 (13)	12
	5	8 (7)	7	10 (3)	2
	6	4 (3)	3	11 (3)	8
計		2,288 (2,183)	2,172	2,150 (982)	979

(注) 1. 取扱件数は、前年からの繰越件数と新規取扱件数との合計件数であり、( )内は新規取扱件数を示している。2. 昭和21～23年は、旧労働組合法下のため一括計上している。